



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東ドイツにおける反ファッショ・民主主義的教育改革(1945～1946)
Author(s)	小出, 達夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 36, 1-48
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29217
Type	departmental bulletin paper
File Information	36_P1-48.pdf



東 ド イ ツ に お け る 反ファッショ・民主主義的教育改革 (1945~1946)

小 出 達 夫

Die antifaschistisch-demokratische Schulreform in der sowjetischen
Besatzungszone Deutschlands 1945~1946

Tatsuo KOIDE

目 次

第1章	ワイマール共和制期・ナチス独裁下のドイツ共産党 (KPD) の 教育政策・教育綱領	2
第1節	ワイマール共和制期における KPD の教育綱領	2
第2節	ファシスト独裁と KPD の教育	7
第2章	反ファッショ・民主主義革命の開始と教育改革	17
第1節	反ファッショ・民主主義革命の開始	17
第2節	反ファッショ・民主主義的教育改革のはじまり	29
1.	ソヴェト軍政府 (SMAD) 命令第 40 号と国民教育中央管理局 (ZVFV) の施行令	29
2.	ファシスト教師の追放と「新教師」の養成	33
3.	反ファッショ・民主的教育改革と住民	37
4.	反ファッショ・民主的学校改革と青年運動	39
5.	ドイツ学校民主化法の制定	41

1945 年より始る東ドイツ地区 (ソヴェト占領地区) の反ファッショ・民主主義教育改革は、いろいろな意味で日本の戦後教育改革の分析視点を与えてくれる。もちろん単純な対比を問題としようとするのではない。日本の戦後教育改革の性格、その到達レベルの評価、改革の成果と欠陥を国際的視野の中で再検討し、すでに日本の教育史のなかで一時期を画している占領期日本の教育改革の歴史的性格づけを明らかにすることを展望して、この小論を試みた。東ドイツ地区を対象としたのは、それが反ファシズム・民主主義革命という、その意味では日本の当時の課題と共通した課題を有していたからであり、他方また東ドイツ地区がソ連邦の占領下におかれたという事実の分析が、逆にアメリカの対日占領支配の性格を明らかにする作業の一部を構成するからでもある。小論の課題は、以上のことを展望しつつ、1945~46 年の東ドイツ地区における反ファッショ・民主主義的教育改革の開始に限定し、そこでの教育改革の事実を明らかにせんとするものである。

1945~46 年の東ドイツ地区における反ファッショ・民主主義的教育改革は、1949 年までの反ファッショ・民主主義革命の一部をなし、その開始の時期に相当し、この期に改革の基本方向とその主体的条件が形成される。とはいえ、重要な点は、この期の教育改革の基本理念・

改革構想は、それ以前における反ファシズムの抵抗闘争の過程のなかで形成されてきている、ということであり、なかんずくドイツ共産党 (KPD) の綱領 (教育綱領を含めて) の形成過程をぬきにしては論じることができないということである。ナチスによるドイツ人民の弾圧史は、他方で反ファシズム・民主主義の戦後改革構想の形成史であり、ファシズム打倒後の教育政策の形成史でもあったからにはほかならない。

したがって、本論の第1章では1945年以前のKPDの教育政策・教育綱領の分析を主要な課題とする。その際、1935年をさかいとする二つの時期—ワイマール共和制の時期および反ファシズム人民戦線の形成を基本路線とする時期—にわけて検討する。それはいうまでもなく1935年のコミンテルン第7回大会とそれにつぐKPDブルュッセル党会議が、KPDの綱領路線に一大転換をもたらしているからである。第2章では、1945年から始まる反ファシズム・民主主義的教育改革がいかなる基本構想といかなる主体的条件を整備、形成する中で推進されたのか、について明らかにする。

第1章 ワイマール共和制期・ナチス独裁下の ドイツ共産党 (KPD) の教育政策・教育綱領

第1節 ワイマール共和制期におけるKPDの教育綱領

1. ドイツ共産青年同盟の前身である自由社会主義青年 (Freie Sozialistische Jugend 1918・10 結成) は、1919年にKPDが関与した最初の体系的な学校綱領 (案) を作成した。この綱領案は11月革命の影響を直接反映しており、プロレタリア革命・プロレタリア独裁への直接移行を前提として作成された社会主義的学校綱領 (Schulprogramm) である¹⁾。

「ここに提起する綱領は、資本主義的階級学校を排除し、それを社会主義的生産のための教育でおきかえようとしているが故に、この綱領は労働者階級による権力の掌握ののちに、またプロレタリアートの独裁の達成ののちにはじめて実施されうるものである。プロレタリアートの階級闘争の最も鋭い形態であるこの独裁の時期においては、学校もまたこの闘争の武器にならなければいけない。」 (綱領Iの10)

綱領は、教育および教育の社会的編成に関する基本原則 (綱領のI)、学校体系の構造と各学校階梯の目的 (綱領のII～V)、学校管理・運営の組織ならびに教育行政機構 (VI)、校外教育 (VII)、プロレタリア独裁の樹立直後の移行措置 (VIII)、などから成り立っている。基本原則が最も重視している点は、労働および生産と教育の結合であり、したがって学校体系もこの原則によって構想されている。教育管理・行政機構についていえば、この綱領が予定している国家形態は労働者協議会 (Arbeiterrat) を基礎とするソヴェト型のそれであり、したがって、教育行政・学校管理も労働者協議会を中心とし、地域・学校・企業単位に教員協議会 (Lehrerrat)、生徒協議会 (Schülerrat)、学校協議会 (Schulrat)、職業協議会 (Berufsrat)、父母代表 (Vertretung der Eltern) などの諸組織がおかれ、これらが学校単位ではSchulratを中心に、また地域単位では労働者協議会の教育課 (Bildungsabteilung) を中心に協働して (zusammenarbeiten) 学校管理・運営に当たることとされている。更に、教師協議会・生徒協議会・職業協議会は、下から上へと代表を選出し、全国的レベルで中央協議会を組織し、その代表が教育人民委員会 (Bildungskommissariat) に参加するという、民主集中制の行政組織が構想されている。

以上の如く明らかに社会主義的綱領を自覚して書かれている部分とは別に、この綱領案に

は、プロレタリア独裁の樹立後に実現さるべき課題がもられている。そこには、男女別学の廃止、私学の閉鎖、宗教授業の禁止、教育の無償制などの課題があげられている。しかし、これらの諸原則はあきらかにブルジョア民主主義的教育原則であり、プロレタリア独裁と直接結びつけなければならないものではない。げんに11月革命の過程で、いくつかの都市・州では労兵協議会が権力を掌握し、教育改革にも着手した。その内容のほとんどはブルジョア民主主義的改革であり、宗教授業・教義問答の廃止や宗教授業への参加の自由などの学校と教会の分離の原則(ストゥットガルト、ハムブルグ、ザクセン)、私学・宗派学校・予備学校の廃止や一般国民学校の設置などを含む統一学校制度の確立(ストゥットガルト、ハムブルグ、バイエルン、ザクセン)、学校行政機関内の君主主義的官吏の追放、教育委員会の設置、教師・父母協議会の設置、学校自治の保証などの如き教育行政・学校管理の民主化要求(ストゥットガルト、ブレーメン、ザクセン、ハムブルグ)、教育無償制の実現(ザクセン、ハムブルグ)、などがみられる¹²⁾。これらの事実は、11月革命が教育分野からみてもブルジョア民主主義革命であったことを示すものといえる。また革命の推進主体である労兵協議会の構成をみたばあい、それが統一戦線としての性格を有していたという積極的要素をもちつつも、社会主義革命への即時移行という主体的条件には欠けていたといわざるをえない。とくに、11月革命の敗北と1919年はじめの国民議会の選挙の結果は、プロレタリア独裁への移行の可能性がないことを示していた。しかも、19年以降は上述の民主的教育改革の成果すら奪われようとしていた。このような事態が明らかになりつつあったこの時期に、この教育綱領がブルジョア民主主義的教育改革課題の実現をプロレタリア独裁と結びつけていたのは誤りであった。むしろ、すでに明確となっていたブルジョア議会制への移行のなかで、11月革命の成果をいかにまもり、定着し、発展させるかが問われなければならないのであ³⁾。

2. 1920年12月に、独立社会民主党左派とKPD(スバルタクス団)との合同が成立し、ドイツ合同共産党が生まれた。大会では学校綱領は提案されなかったが、教育政策の基本を示す文書として、「父母協議会における活動指針」が提案された⁴⁾。そこでは、社会主義学校への最終的変革はプロレタリア独裁後に実現する、という基本方針が確認されている。同時に当面の具体的課題として、プロレタリア父母協議会による学校民主化闘争が提起された。大会ではこれに対する異論が出され、むしろ「全面的で共産主義的な学校綱領」を対置すべきであるとする反論があったが、クララ・ツェトキンらの指導によりこの反対案はしりぞけられた⁵⁾。これらの主張の相違は、プロレタリア独裁かそれとも統一戦線の形成かという路線上の相違を想起させるし、「最大限綱領」(社会主義革命)と民主化闘争との関連に関する基本路線が、党内でたえず論争の対象となる当時の党内情勢を想起させる。このような路線上の論争はワイマール期のKPDにとって不可避であったが、1920年のカップー揆との闘争、両党の合同への過程の中で、KPD(スバルタクス団)がもっとも努力してきたのは、党内のセトク主義の克服であり、労働者階級の統一への努力であった。プロレタリア独裁やレーテ共和国(ソヴェトドイツ)の樹立を当面の直接課題とするのではなく、政治的自由の拡大をはかりつつ、労働者協議会の再建を含め労働者の組織強化・統一を実現することを当面の主要課題とする方針が明確にされてきた。この合同大会で上述の「指針」が提起され、他方で共産主義的学校綱領の提起が否定されたのもこのような事態の発展に関連しているといえよう⁶⁾。上記「活動指針」はいう。

「なるほど、社会主義的な統一・労働・共同学校への最終的変革は、プロレタリアートによる政治権力の掌握を前提とする。しかし、この変革をめざす闘争は今日においてもすでに学校内で実施さ

れなければならない。」

「学校をめぐる闘争は、プロレタリアの父母協議会および学校内部における生徒協議会によりになわれなければならない。学校官僚の独裁を打破し、……教授プラン、授業方法、学校の事柄に関する取り扱いについてコントロールを獲得することが重要となっている。プロレタリアートの父母協議会、生徒協議会は、ブルジョアの学校立法、学校行政に対する一步一步のねばり強い闘争において、また社会主義的教師やプロレタリアートの他の諸組織と協働して、国民学校を反革命の訓練施設から革命的闘士ならびに共産主義の建設のための有能な勤労者の育成の場に変革していかなければならない。」

「なかんずく父母協議会は、授業を参観し、教材の選択・教授プランの作成、学校規律の問題、教師の採用・解任などの際において、共同決定の権利を闘いとらねばならない。」

「法的に公認されている父母協議会内部では、ブルジョア当局よりひかれた狭い枠を突破すること——父母協議会の権限をねばり強く拡大し、それをブルジョアの学校官僚の補助機関から革命的プロレタリアートの闘争機関にするために——がプロレタリアートの父母の課題である。」

これらの叙述からわかるとおり、ここにはプロレタリアートを中核としての統一戦線組織の形成への志向がみられる。また、ここに掲げている要求は、一部の叙述をのぞくと学校立法、学校行政、学校管理運営などへの父母の民主的規制、参加を求めるものであり、それ自体としては決して社会主義的要求ではない。また父母協議会を革命的プロレタリアートの闘争機関にするという要求は、労働者協議会の強化をはかりそれを中核として労働戦線の拡大、統一を実現せんとする当時の基本課題の帰結であり、これを媒介として学校への労働者の影響力を確保することは、それ自体民主主義的要求である。たしかにここには、教師との共同闘争を社会主義的教師に限定し、教員組合との関係については触れられていないという視野の狭さがあるし、プロレタリア諸組織との協働といっても社会民主党との関係をどうするかという重要な課題に対する展望が与えられていない。これらの欠陥を含みつつも、この「指針」が民主的諸課題を提起している点は一步前進であるといつてよい。

むしろ問題は、このような課題を提起しつつ他方で、これらの諸課題が「ブルジョアの国家の内部では実現されえない」とする情勢判断が同じこの「指針」のなかにみられる点である。ここにはいまだ民主主義的変革、民主主義的運動の独自の意義を十分に認めえない弱さがある。一方で民主主義的課題を提起しながら、その実現のプロセスを明確にしえないままブルジョア国家の枠内でそれを不可能であるとするのでは、それは容易にプロレタリア独裁に直結する危険性をもつし、セクト主義的傾向を助長することとなる。この「指針」は前進した側面をもちつつ、かかる欠陥をもったものといえる。

3. 1925年帝国議会に、ワイマール憲法146条の施行法である帝国学校法案が上程された。KPD国会議員団はこれに反対し、対案として「プロレタリア学校綱領」(Proletarisches Schulprogramm)を提出した。しかし、この学校綱領は社会主義的学校綱領として作成されたものであり、その意義は前文に触れてあるように、「革命的要求を示威的に高くかかげる」ことにおかれ、帝国議会は「この提案の項目ひとつといえども実現できないことは明らかである」として、最初から当面の行動綱領としての性格をもたせていなかった。この学校綱領は、ワイマール期のKPDの学校綱領の代表的なもののひとつであり、かつ1929年にはほとんど条文上の修正なしにプロイセン州議会にKPDにより再提起されるので、その大要をここに掲げる。(なお、ここに掲載するのはプロイセン州議会に提出されたものによる。)⁷⁾

「プロイセン政府にしても、又協議会にしても、この提案の項目のひとつといえども実現できないことは明らかである。それ故、この提案は議会においても革命的要求を示威的に高くかかげること

の意義しかもたない。各労働者にとってそれは、焦眉の学校問題に方向づけを与えるものであり、大衆のなかでの宣伝活動に基礎を与えるものである。」

「全学校制度の変革は、以下の観点にたって実施されること。

1. プロイセン在住の全青少年は、幼稚園より生産大学に至るまで、国家による身体的・精神的教育 (Ausbildung) に対し、権利を有する。
 2. 従来の階級的・身分的学校は、勤労人民の世俗的・統一的労働 (生産) 学校にかわる。学校制度は全国的に統一的に定められる。あらゆる私学は禁止される。国は行政機能の一部を自治体に委譲する。
 3. 学校は4段階に分かれる。それは、Spielschule, Produktions-Grundschule, Produktions-Fachschule, Produktions-Hochschule である。最初の3段階はすべての子どもの義務である。
 4. 生徒の物的生計、学校の維持、教材の供給などは国家により保障される。
 5. 生徒・教師・学校ホーム (Schulheim) の職員は、学校共同体 (Schulgemeinde) を形成する。それは、その内部の事項を自治的に規律する。児童はその年齢に応じつつより一層自治に参加する。
 6. 信仰、国籍、性による子どもの分離は認めない。複数言語の使用地区では、両方の言語教育への権利をもつ。
 7. 学校と教会の完全な分離、学校での宗教教授の禁止、大学の神学部の廃止。
 8. 全ての授業・訓育の世界観的・社会学的基礎はマルクス主義である。マルクス主義的生産科・社会科はすべての学校、教員養成の授業対象である。学校は、プロレタリアートの階級諸組織と密接に結合し、労働者階級の経済的・政治的・文化的闘争、催しに積極的関心をはらう。
 9. あらゆる体罰、機械的罰作業、居残りは禁止する。
 10. すべての授業、共同の行事・実習は公開とする。学校の恒常的・地域的監督は、勤労人民の組織により設置された地域学校協議会による。
 11. すべて実践的・理論的訓育の基礎は、社会化された生産である。初等段階には、作業場、小規模農業経営が編入される。中高等段階は、国営・公営の大企業・国営農場と結合される。
- 12~15. (略)」

さて、この学校綱領の性格はいかなるものか。8および11に示されている如き項目は、明らかに社会主義的学校綱領を自覚したものといえる。しかし他方、その他の項目に示されているところの統一学校制度、教会と学校の分離、無償制、性・国籍による差別の禁止、授業の公開性、学校経営・監督への父母の参加、母国語による授業などは、近代市民革命期以降の課題であり、ブルジョア民主主義革命が課題としている内容である。にも拘わらずこれらの要求項目をも含めて「提案の項目ひとつといえども実現されえない」としているところに、路線上の混乱がみられる。二つの性格の異った課題をいかなる社会変革の過程のなかで解決していくかについての展望がこの綱領ではいまだ示されていない。

ところで1924年から25年当時、KPDは路線上の重大な偏向をみせていた。第9回大会 (1924. 4) でその執行部は極左的、セクトの幹部が占めるところとなった。11月革命の敗北とその後の推移は、ドイツにおけるプロレタリア独裁への直接移行は不可能であることを実証していた。それ故、その後のKPDの主要課題は、統一戦線の発展、プロレタリア独裁への移行過程としての統一戦線政府の形成 (労働者政府) にむけられ、1923年にはザクセン、テューリンゲンなどにその実現をみた。しかし、その後の弾圧によりこれらの州単位の労働者政府は敗北し、KPDは非合法におこまれた。このような事態の推移は、党内のセクト主義的・冒険主義的傾向を支配的なものとし、第9回大会ではプロレタリア独裁への即時の移行が至上課題とされた。1924年末の帝国議会選挙で、KPDは「プロレタリア独裁と社会主義のために！」をスローガンとして掲げたが、結果は前回選挙に比べ100万票を失った。第10回大会 (1925年7月)、その後のKPD第1回協議会を通じて、このような傾向は克服されつつあったが、ブルジョア民主主義国家において、民主的権利・自由を実現することは不可能であるとする考えは、なお

根強く残った⁸⁾。

さきにみた「プロレタリア学校綱領」にも、このような KPD 内の混乱が反映している。議会闘争の過少評価、プロレタリア独裁への移行過程の無視、ブルジョア民主主義原則の独自の意義の軽視などが、この綱領には反映している。

4. 同じ傾向は、KPD の教育理論誌 „Das Proletarische Kind“ にのった論文「我々の闘いめざす学校」(1927, Jg. 7, Heft 4) にもみられる⁹⁾。

「共産主義者は否定的批判のみする、というのは正しいか。否、彼らは積極的闘争目標をもっている。それは共産主義学校である。それはソヴィエト連邦においてすでにその基礎を実現している。」

「学校問題は権力問題である。この分野の闘争は、ブルジョア・ブロックに対する労働者階級の目的の為の偉大な闘争の一部をなしている。それは同時に社会民主主義者の裏切りの連合政策——それは単にプロレタリア的な要求のみならず、もともとの市民革命期の要求をも断念するところのものであるが——に対する闘争の一部である」

主張の基本は従来と同様であり、課題がソヴェト型の学校形態におかれている。この主張で注目すべきは、ブルジョアジーに対する闘争と社会民主主義者に対する闘争とが同等におかれている点であり、社会民主主義者との共同闘争、およびブルジョアジーの一定の層との共同闘争を組織するという視点はない。しかも、社会民主主義者の連合政策によっては、市民革命以降のブルジョア民主主義的課題を実現すらできないとする情勢認識があり、ここからはのちの統一戦線、人民戦線による民主主義革命の遂行という戦略はでてこない。のちに KPD は、ファシズムをドイツにおいて許した最大の原因のひとつが KPD と SPD との分裂・対立状態にあったことを総括するが、教育闘争の分野においても同様のことがいえる。

5. 1930 年、KPD は「学校制度に関する当面の要求」を作成した¹⁰⁾。この教育綱領は、世界恐慌下の厳しい社会労働条件を明らかに反映して作成されており、またワイマール共和制の最後の SPD の連合政権が倒れファシスト独裁への移行が明確になった政治情勢を反映して作成されている。したがって、そこにはさまざまな性格の要求がみられる。従来と同じ内容をもったブルジョア民主主義的要求、「すべての学校事項についての父母および生徒代表の共同決定権」「生徒自治」「内的・外的学校制度を形成するにあたってのプロレタリア諸組織の協働」などの如き学校管理・運営への参加・規制・自治の拡大などを内容とする民主主義的要求、「ファシストおよび社会ファシストの教師の排除」「民族主義的・宗教的学校行事の禁止」などにみられる反ファシズムの要求、校舎・体育館その他学校施設・設備の充実などの物質的・条件整備的要求、などがそれである。これらの要求は、反ファシズム・民主主義的要求として、社会民主党、その他ブルジョア諸政党の一部をも結集できる性格をもっているし、客観情勢はまさにそのことを必要としていた。しかし、この教育綱領には上記「社会ファシストの教師の排除」のほか、「自然科学的・唯物論的・史的唯物論の原則にもとづく教授プラン・教科書・全授業の再編」「弁証法的唯物論、プロレタリア教育学の原則にもとづく全教師の義務的再教育」「生産と結合した全学校制度の形成」などのごとく、その性格からしてセクト主義的でかつ当時の情勢下では実現不可能な要求が入っている。ファシズムとの闘争という、ブルジョアジーの一部をも含めた広範な層を結集しなければならないときに、自らの戦線をもっとも狭くする路線がしかれることとなった。1930 年 6 月の KPD の政治局決議が¹¹⁾、ファシズムとの闘争という正当な課題を提起したにもかかわらず、他方でその解決策としてプロレタリア独裁の樹立、

ソヴェトの創設という方針を出し、また SPD 幹部を社会ファシストと規定したことと同じ基調がこの「当面の要求」をも貫いている。

6. 以上、ワイマール期の KPD の教育政策の内容とその特質を概観してきた。その要求内容からみるならば、学校と教会の分離、ブルジョアジーの陶冶特権の排除と統一学校制度の形成、無償制の実現、学校行政・管理への教師・父母の参加、教育内容の科学的再編、などの適切でかつ広範な国民の支持を獲得しうる課題が含まれていた。しかし、これらの要求は別の社会主義的教育要求と併置して主張されたのであり、したがってそのこと自体が KPD の教育綱領の実現性を極めて狭いものとした。くわえて、これらの要求はプロレタリアディクタトゥーラへの即時の移行、社会主義革命の実現という基本的政治路線と結合しており、そのことが一層 KPD の教育綱領の非現実性を明らかなものとした。「共産主義者にとって、彼らの学校政策上の綱領を実現する道を追求する問題に完全に答えることは、なお成功しなかった。たえず彼らは、そのためにプロレタリアディクタトゥーラへの移行と社会主義的学校への移行とが直接必要であるという見解を主張した。これらの考え方は、党の一般戦略的方向づけに照応したものであり、党は当時、プロレタリアートのディクタトゥーラを達成することを独占資本主義的搾取、ファシズムの危機、帝国主義的戦争準備に対応するところの彼らの闘争の緊急の目的とみなしていた。11月革命と1919~1923年の革命的闘争の歴史的経験は、しかしながら帝国主義的社会からプロレタリアディクタトゥーラへ一足とびに到着することは、ドイツにおいて不可能であったことを教えている」¹²⁾ という K. H. ギュンターと G. ウーリッヒとの指摘は適切であり、ファシズムの危機が目前にせまっていたドイツにおいて、民主主義的教育改革を社会主義革命と直接結合することの誤りを、ワイマール期の KPD の教育運動・教育政策はその貴重な遺産として残したのであった。

1) Quellen zur Geschichte der Erziehung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1978, S. 429 ff.

2) Geschichte der Erziehung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1966, S. 526 ff.

3) 上杉重二郎『ドイツ革命運動史 上』。青木書店 1969. 119 ページ。

4) Quellen zur Geschichte... A. a. O., S. 445 ff.

5) Geschichte der Erziehung. A. a. O., S. 534.

6) 上杉前掲書。第4章「ワイマール共和制の成立」参照。

7) Quellen zur Geschichte... A. a. O., S. 449 ff.

8) 上杉前掲書。第6章「相対的安定期」参照。

9) Das proletarische Kind. Zur Schulpolitik und Pädagogik der KPD in den Jahren der Weimarer Republik. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1958, S. 203 ff.

10) Quellen zur Geschichte... A. a. O., S. 452 ff.

11) 上杉『ドイツ革命運動史 下』。28~30 ページ参照。

12) Karl-Heinz Günther/Gottfried Uhlig: Geschichte der Schule in der Deutschen Demokratischen Republik von 1945 bis 1968. In: Monumenta Paedagogica. Bd. VI, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1970, S. 28.

第2節 ファシスト独裁と KPD の教育

1935年8月、コミンテルン第7回大会がモスクワにおいて開かれた。そこでの反ファシズム統一戦線に関するディミトロフ報告およびこの報告に対する決議は、KPD の基本政策、綱領路線に決定的影響を与えた¹⁾。労働者階級の統一戦線の実現が「現在の歴史的段階における

国際労働運動の当面の主要任務」であり、しかもこれを「新しいやり方で」実現しなければならないことが提起された。そのための基本的課題として、「社会民主党、改良主義的労働組合、その他の勤労者の諸組織との共同行動」、「未組織の勤労大衆をも統一戦線運動に引き入れる」ための「超党派的な階級的統一戦線機関の結成」、勤労農民・都市小ブルジョアジー・知識人・職員・被抑圧民族を含むところの「プロレタリア統一戦線にもとづいての広範な反ファシズム人民戦線の創設」、更にはこの運動の一定の発展段階での「プロレタリア統一戦線政府または反ファシズム人民戦線政府」の設立（プロレタリア独裁の政府ではない）などが確認された。また個々の具体的課題としては、赤色労働組合の改良主義的労働組合への合同を含むところの産業別統一労働組合、「単一の階級的な労働組合」の設立、ファシスト大衆組織への加入とそこでの運動の組織化、青年共産同盟の閉鎖性の克服と社会主義青年同盟との反ファシズム連合の結成、その他が提起され、特に共産党の組織強化との関連で、「根深い業病となっている」セクト主義の克服が指摘されている点は重要である。決議は、このセクト主義が、「大衆の革命化の度合の過大評価」や、「ファシズムに対する受動的な態度」、「改良主義的労働組合やファシスト大衆組織」内での活動の拒否、情勢の特殊性を考慮しない「一律な戦術の適用」、大衆政策の抽象性・空論性などと結合しており、それが「共産党の成長をいちじるしく遅滞させ」ていることを強調した。

この決議がもっとも重視したのはドイツのファシズムであり、したがってドイツにおける労働運動、KPDの諸政策を検討の主要な柱としたことは当然であり、それだけに決議がKPDに与えた影響は決定的であった。その後のKPDの基本方針、路線は、ファシスト独裁下においてはもちろん、ドイツ解放後においても、この第7回大会決議の基本方針により貫かれた。

1. 1935年10月、コミンテルン第7回大会後まもなく、KPDはブリュッセル党会議（のち第13回党大会となる）をモスクワの地で開いた。会議には、W・ピークの「我々の戦略・戦術の中心問題」「ドイツの現状分析」「党の展望と一般方針」²⁾、W・ウルブリヒトの「ドイツ労働戦線における活動と自由労働組合の再建」、W・フローリンの「コミンテルン第7回世界大会決議の具体的適用」その他の報告が行われ³⁾、ピークが「党がいままでに作成したなかで最も重要な文書」⁴⁾といったところの決議「ヒトラー独裁の滅亡のための共同闘争への新しい道」⁵⁾が採択された。この決議は、コミンテルン大会決議をうけ、かつ1933年以降のファシズム支配下の情勢分析（SPDの非合法化という事態を含め）をもとに、統一戦線の結成、反ファシズム人民戦線の創出を最重要課題として提起した。

決議は、具体的課題として、SPDとの関係の改善（KPDのセクト的対応の克服）、あらゆる領域でのSPDとの行動統一、統一協定、共同委員会の創出・設置、企業での労働条件の改善と自由労働組合の再建、ファシズム的大衆組織内での活動の重視、勤労青年、婦人層内での反ファシズム闘争の組織化と青年組織の統一、およびこれらの運動にみあった党組織の建設をかけた。更に闘争の展望として、労働者階級の統一政党の形成、統一戦線政府ないし反ファシズム人民戦線政府の創出をみとおした。

しかし決議では、労働者統一政党の形成の条件として「ソヴェト形態でのプロレタリア独裁の創出」を承認すること⁶⁾、ならびに資本主義から社会主義への移行の政府形態としてソヴェト権力を構想していること⁷⁾、などをあげており、この条件は人民戦線形成の阻害要因となった。事実、1935年8月に設立された「ドイツ人民戦線創設準備委員会」（KPD、SPD、SADP、カトリック、ブルジョア政党员など参加）内部でも、ファシズム打倒後の政治形態についての

KPD の態度が不明確であることが危惧された⁸⁾。KPD がこの問題についての方針を出したのは、1936年6月の政治局拡大会議においてであり、そこではソヴェト権力が否定され、そのかわりに「強力な民主主義的共和国」が提起された⁹⁾。

ところでブリュッセル会議の決議は、従来のKPDの綱領の変化を意味したことはない。たとえばそれ以前の綱領であったところの「ドイツ人民の民族的・社会的解放のための綱領宣言」(1930. 8 KPD 中央委員会作成)はその前の路線に比べ前進を示していたとはいえ、なお当面する課題をプロレタリア独裁の樹立においており、「ソヴェト・ドイツ」の建設、社会主義農業(ソヴェト農場)への移行が提起されていた¹⁰⁾。したがって、W・ピークはのちに(1943. 12)この綱領が二つの欠陥—戦略的および戦術的欠陥—をもっていたことを指摘している¹¹⁾。戦略的欠陥は、「社会主義革命とプロレタリア独裁」を「直接的目的」としていた点であり、戦術的欠陥は、「社会民主主義に対する闘争をナチスに対する闘争と同等にみた」点にあった。

「(この綱領宣言は)民主主義の擁護、人民大衆の政治的権利、人民の民主主義的政府への転換などの積極的闘争問題を十分に前面に押し出すことをしなかったという欠陥をもっていたし、その結果より広範な層を闘争に獲得することができなかった。」

「党はこの時期に勤労大衆を、とくに社会民主主義者をこの危険(ファシズムの胎頭—筆者)に対し動員し、共産主義者と社会民主主義者の統一闘争戦線を創出するためにすべてのことをしなければならなかった。」

ブリュッセル党会議の決議が、このピークの自己批判の精神と同一の立場に立っていることはいまでもない。第1節でみたKPDの教育綱領の欠陥が、ここで指摘されている欠陥と結びついたものであることも明らかである。

教育問題との関連でいえば、党会議はこの問題に直接ふれてはいない。しかし青年問題に特に注目し重要な方針を確認している。

「カソリックの青年組織はナチスに属しないでお合法的にドイツにおいて存在する大きな青年組織である。いまやナチスはこの組織を壊滅する闘争にのり出してきた。我々はカソリック青年と同盟し、ナチス体制に反対する闘争を共同して進める非常に大きな可能性をもつに至った。我々はしかしこの可能性をなおひろいあげることをしてこなかった。」「我々は、統一戦線の拡大のためにこの障害を克服し、カソリック青年との共通の言語をみい出さなければならない。」¹²⁾

「この際(反ファシズム青年組織の強化—筆者)、次の問題が生じる。つまり共産青年同盟は、その現在の組織形態、従来の活動方法で、このようなことをなしうるか否かという問題である。広範なプロレタリア青年組織をつくり出す為には……きわめて抜本的な変化を必要としている。我々は……無条件に社会民主主義青年と最も緊密な接触をつくり出さなければならない。」¹³⁾

「この課題を実現するためには、共産青年同盟とその活動の性格を基本的に変えなければならないし、なかんずく一連のセクト性を徹底的に払拭することが緊急に必要である。共産青年同盟は広い民主主義と、最大限の弾力性をもつ組織形態とし、それによりプロレタリア青年の真の大衆組織に再編されなければならない。」「もっとも重要なことは、共産主義的および社会主義的青年組織の統一である。」「全勤労青年を我々はその世界観的宗教的見解の区別なく、ドイツ青年の大きな自由運動(Freiheitsbewegung)に集め、ファシスト独裁に反対する闘争に統一したいと願っている」¹⁴⁾

これは党会議でのピークの報告および決議の一部である。カソリック青年組織、社会民主主義青年組織との共同闘争、広範なドイツ青年の統一闘争・統一組織の創出、KPD・SPDの青年組織の統一などの諸課題とともに、この課題の実現にふさわしい共産青年同盟の抜本的改

革、セクト性の克服、民主的組織への再編がくり返し指摘されている。1937年10月、共産青年同盟中央委員会は「自由なドイツの青年運動の結成に関する呼びかけ」を作成し、SPDの青年組織をはじめあらゆる青年組織に郵送し、分裂の克服と統一を訴えた¹⁵⁾。1946年に結成されたドイツ青年の統一組織「自由ドイツ青年同盟」(Freies Deutschen Jugendverband)の思想的・実践的基礎はこの時期に形成されたのであり、また1945年にはじまる反ファシズム・民主的教育改革の主要なない手のひとつとしてのFDJの基礎がすでにこの期に形成されていることを注目したい。

2. 第2次世界大戦を目にした1939年1月、パリ近郊のドラウエイユでKPDベルン党会議(のちに第14回党大会とされる)が開かれた。1935年以降の実践の経過と情勢の変化は、統一戦線、人民戦線の実現の阻害要因の分析をも含め、更に明確な党の政策を必要とした。わけてもヒトラー打倒後の国家形態、政府形態についての不明確さは、「人民戦線運動の中での全ての反対諸勢力の団結にとって大きな阻害要因」となっており、したがって「新しい体制についての共同の綱領についての理解は、全ヒトラー反対者の緊急の課題」になっていた。反ヒトラー勢力のなかには、KPDが依然としてプロレタリア独裁、ソヴェトドイツに固執するのではないかという危惧があった。また労働者のなかからは、KPDがすでに提起していた「新しい民主的共和国」のスローガンはワイマール期の連合政策のくりかえしとなり、「社会主義のための闘争の拒否」を意味するのではないか、という危惧が提起されていた¹⁶⁾。

ベルン党会議はこれらの問題に明確にこたえ、新しく建設されるべき国家形態は「新しい民主主義的共和国」であることを明らかにした。このことは、ヒトラー打倒後の社会変革の基本課題がブルジョア民主主義革命にあり、プロレタリア独裁やソヴェトドイツへの移行にあるのではないことを意味した。また、ワイマール共和国との相違をも明確にした。

「新しい民主的共和国は、ワイマール共和国とは逆に、ファシズムをその根底からくつがえし、ファシズム的トラスト資本の無力化によりその物的基礎をひきぬき、これまたワイマール共和制とは逆に、軍隊・警察・公務員機構の中に民主的自由、人民の民主主義的権利の擁護者を創出する。新しい民主的共和国においては、ワイマールとは逆に大ブルジョアジーは労働者党の連合により包囲され、人民に対する彼らの政治的・経済的陰謀を不可能にし、単一の労働者階級が農民・中間層・知識人と人民戦線の中で同盟して、この国の運命を規定することとなる。」¹⁷⁾

ベルン党会議が明らかにした新しい民主的共和国の基本綱領は以下のものであった¹⁸⁾。

- (a) 全人民に敵対する法律の廃止、門地・身分・人種・宗教の別なく、人格的・政治的自由、信仰・良心の自由、結社・出版・集会の自由、教授活動・科学的研究・芸術形成の自由などの保障、自由・平等・直接選挙権の復活、オーストリア人民・ヒトラー併合地区住民の自決権の保障。
- (b) ファシスト・トラスト資本家の没収、人民の福祉の向上ならびに平和に貢献する経済政策の実施、農民・中間層の財産の保護、農民・農民労働者のための民主的土地改革。
- (c) ドイツの統一・独立・ドイツ人民の生存権(Lebensrecht)の保障、諸国民理解の精神ならびに平和維持に貢献する外交政策の確保。
- (d) 新しい民主的共和国は、反動に対するワイマール共和国の弱点をくり返すことをしない。国家機構の抜本的民主化を実施し、ファシスト専制の復活を永遠に不可能にするために、新しく獲得した自由を防衛する為の措置をとる。

ファシスト独裁の打倒後の国家形態について明らかにしたことは、その後の反ファシズムの国民的統一を実現していく上で決定的な意味をもった。ドイツ解放後の4カ国による占領管

理が、この綱領のドイツ全域における実現を阻んだとはいえ、東ドイツ地区においてはここに示されている路線が、基本的に実現されることとなり、その意味において戦後東ドイツ地区における反ファシズム・民主主義革命の基本路線はベルン党会議において基本的に定まったといっている。

ベルン党会議の中心テーマはもちろん統一戦線、人民戦線の創出にあった。カソリックに対する迫害の強化と関連し、カソリックに対する KPD のセクト主義を克服し、中央党、キリスト者労働組合との共同闘争の組織化が「緊急の義務」とされた¹⁹⁾。「ドイツ人民の解放闘争に青年を獲得する」ことに「特別の注意をむける」ことがもっとも緊急な課題とされた。KPD・SPD の共同闘争の過程で「労働者階級の統一的革命的党が創出されなければならない」ことが課題とされ、SPD の亡命幹部を含めて SPD の指導者に両党の統一問題が提起された²⁰⁾。ブリュッセル会議でみられた統一の条件（プロレタリア独裁の承認）はここに至って消失した。

教育問題との関連でいえば、直接この問題に触れた方針は出されていない。しかし、ベルン党会議がヒトラー打倒後の国家形態を反ファシズム・民主的共和制としたことは、教育問題での改革の基本がブルジョア民主主義革命にあることを確認したこととなり、ここにおいて 1945 年以降の反ファシズム・民主主義的教育改革の基本路線が定まったといえる。その意味でこの党会議は、教育問題についても決定的に重要である。

3. 1943 年 7 月、ドイツの人民戦線組織として、国民委員会「自由ドイツ」(Nationalkomitee „Freies Deutschland“ 以下 NKFD) がモスクワで結成された。議長には、Erich Weinert が選出され、呼びかけ人の 38 人のなかには、労働者 13 人、知識人 13 人、職業軍人 4 人、職員 4 人、牧師その他が入っており、うち 13 人が共産istであり、また戦争捕虜が 25 人であった。この中には、W・ピーク、W・ウルブリヒト、E・ヘルンレらの KPD 選出のもと帝国議会議員も入っている²¹⁾。

国民委員会という名称についていえば、すでにさきのベルン党会議で、W・ピークはその報告「現在の情勢と党の任務」のなかで、ナショナルな次元での発想の重要性について指摘していた。

「我々は、人民 (Volk) という言葉を使用することをおそれないのと同様に、国民 (Nation) という言葉を宣伝のなかで使うことをおそれてはならない。……我々はこうすることで、Nation 内部にある階級対立をもみ消すことを欲しているのではない。全く逆に、人民のナショナルな利益とその支配者・抑圧者・トラスト資本家・ヒトラーファシズムの利益との間にある対立を示そうとしているのである。」「我々は、いかにドイツ人民のナショナルな利益が害われ、ドイツ国民の名声が地に落ち、国民の統一が崩れ、戦争政策の遂行により彼らが国民の存在をいかに賭けようとしているかを示さなければいけない。』²²⁾

この短い文章のなかに、ワイマール期の KPD にはみられなかった思想の変化がみられる。この期 KPD がめざした人民戦線組織がどのような性格をもったものであるかを、この短い文章および Nationalkomitee という名称は示している。

創立宣言のなかでは、「真に民主主義的な政府を創出することがわが人民の最も緊急な課題である」とうたわれており、NKFD の目的が明らかにされている²³⁾。

「この政府は、人民の敵ヒトラーとその擁護者……を片づけ、テロルと汚職とをあとかたなく取り除き、確固たる秩序をつくり出し、ドイツを対外的に真に代表できるだけ強力なものとならなけれ

ばならないし、必要な権力手段を自由に行使しなければならない。」

「この政府は戦争をただちに中止し、ドイツ軍を国境にひきもどし、全ての略奪領域を放棄し、平和の交渉を行わなければならない。」

「この政府のみが、はじめてドイツ人民に、平和のなかでその国民的意思を自由に表明し、主権を行使してその国家秩序を形成する可能性をつくり出す。」

「(国民委員会の) 目的は自由ドイツである。それは次のことを意味する。ワイマール体制の無力さとはなんら共通性をもたないところの強力な民主主義的国家権力。人民の自由、権利やヨーロッパの平和に対する陰謀の復活のすべての試みを芽のうちにつみとるところの民主主義。民族・人種憎悪にもとづく全法律の撤廃。自由と人間の尊厳にそむくヒトラー期の強制法の廃止。政治的権利の復活と拡大、言論・出版・結社・良心・信仰の自由、経済・商業営業の自由。労働への権利。ナチスに略奪された財産の返還。戦争責任者・戦争利得者の財産の押収。戦犯その他ドイツを破滅に導いた指導者・援助者の裁判。……」

この宣言からわかるとおり、NKFDの目的はドイツ人自らの力でヒトラーをたおし、民主政府をつくり、戦争を終結することにあつた。しかし結果的にはそれはならなかったとはいえ、この運動なしには戦後ドイツの反ファシズム・民主主義的変革は考えられず、この運動のなかで戦後改革の主体的条件は形成された。週刊紙「自由ドイツ」の発行、ラジオ放送「自由ドイツ」による宣伝活動、反ファシスト将校による „Bund Deutscher Offiziere“ の抵抗闘争との結合(敗戦時には4800人の将校ならびに60人の将軍が加盟)、前線での宣伝・交流活動、捕虜収容所内での宣伝・教育・生産活動、ドイツ国内でのグループの結成、ドイツ軍占領地区(フランス、ベルギー、オランダ)での抵抗闘争、その他の諸活動は、戦後のドイツ全域における民主化運動・労働運動の発展の基礎をつくり出したものである²⁴⁾。

ところでNKFDは、教育問題についても注目すべき活動を展開した。国民委員会には多くの教師も参加しており、その中に他の委員会とならび「授業制度(Unterrichtswesen)の改革に関する委員会」が設置された。この委員会は11人の委員(国民学校・職業学校・高等教育機関の教師のほか、カソリック・プロテスタントの牧師)より構成されており、学校制度および授業(とくに歴史教育)に関する改革案を検討した。

学校改革の主要課題として委員会が提起したのは以下の6点である。

1. 戦闘的民主主義の精神による若い世代の教育。民主的学校改革の基本課題は、平和的で民主的な新しいドイツの創出という国民的課題に規定される。これは、反人民的ナチスイデオロギーの根絶、全ての子どもにあらゆる陶冶への途を可能にすること、青少年を自由で、自立的で、責任を自覚した公民に育てることを意味する。
2. 支配階級の陶冶特権の排除と教育への権利をすべての子どもに実現すること。
3. 人民の全般的陶冶水準の向上、子どもの陶冶の科学性の向上。
4. 幼稚園から大学に至るまでの統一的学校システムの創出。
5. 教会と学校の明確な分離および授業の世俗性。
6. 真の民主化にとって最も重要な保証となる民主的教師団の創出²⁵⁾

これらの課題からいって、かつてのワイマール期のKPDの教育綱領にみられた混乱はここにはないことが明らかである。すべての課題が反ファシズム・民主主義的教育改革という国民的規模での統一目標に収斂している。

また、この委員会とはとくにドイツ史の授業の改革にその作業を集中した。ファシズムの支配が、ドイツ史のねつ造・歪曲によるイデオロギー支配にもとづくことは明らかであり、新し

い社会の形成が正しいドイツ史の形成と結合しなければならないと委員会が判断したことは当然であった。委員会が作成した「ドイツ史の授業方針」の骨子は以下の内容のものであった²⁶⁾。

1. 歴史の提示は、科学的に異議のないものでなければならない。つまり真実でなければならない。過去についての真実のみが現在と未来に対する実りある認識に至らしめる。
2. 歴史授業は、社会的、政治的制度や各文化形態の基礎をつくり出すところの経済的・社会的諸勢力 (Kräfte) から出発すべきである。授業は、社会発展の法則性、多様な社会形態の本質を明確につくりあげるものであること。帝国主義支配を正当化する人種理論・虚構は許されない。
3. 歴史授業は、歴史的な運動・事件・人物について、それが進歩的であるか反動的であるかを判断しなければいけない。進歩とは人類のより高い発展に資する全てのものをいう。人間による自然のより大きな支配への一歩、精神的活力の開放、民主的自由、諸民族の平和的協力、人民の福祉の向上、文化の豊富化などへの一歩はそれである。これらの発展を阻止するものは反動的である。ドイツ史において、反動的勢力がいかに抑圧を追い求め、進歩的發展を阻止し、わが人民をくり返し戦争と不幸とに陥れたかを示さなければならない。
4. 歴史は、「指導者の人格」 („Führerspersönlichkeit“) によってはつくられないことを示すこと。
5. 戦争はなにかんずくその原因と結果に関して考察すべきこと、正義と不正義の戦争のちがいが適切な事例により示されること。軍国主義精神はすべて排除されるべきこと。
6. 歴史授業は、民主的思考、人民の生活への責任ある積極的参加、真の国民意識 (国家社会主義、人種の優越と無関係の) などを育てなければならない。他の諸民族との相互交流のなかでドイツ人民の生活が発展していることを示すことにより、青年を真の祖国愛と諸民族連合の精神で育てること。

この「方針」は最終的なものではなく、更に検討、修正されるべきものとして作成された。かつての KPD の教育綱領にあったごとくマルクス主義の世界観ないし史的唯物論を基礎とする社会科の授業の形成ということが、ここでは前提条件とはされていない。真実にもとづく歴史像の形成、進歩・平和・民主主義・諸国民の共存、福祉・正義など新しい社会を形成する上で不可欠の諸価値がドイツ史の授業の課題とされている。コムニストからカソリックの牧師を含む広範な層によるこのような努力は、戦後における教育目的の国民的合意形成に寄与するものであった。

4. ドイツの敗戦が決定的となった 1944 年 10 月、KPD は「戦闘的民主主義ブロックの行動綱領」を提起した²⁷⁾。この綱領は、ブリュッセル会議以降の反ファシズム闘争の総括であり、ファシスト独裁打倒後の新しいドイツ建設にかかわってのすべての基本的社会問題についての具体的基本方針を明らかにしたものであり、反ファシズム・民主主義勢力の共通な政治綱領になるものとして作成され、なにかんずく 1945 年 6 月の KPD 中央委員会の「呼びかけ」の基礎をつくり出したものであった。また綱領の第 II 部は「軍事占領の条件下における緊急綱領」となっており、軍事的解放下の個々のドイツ地区における社会変革構想を示しており、とくに赤軍占領地域の市町村単位での „自治体革命“ の指導方針ともなっている。第 2 部の緊急綱領の概要は以下のとおり。

1. 監禁されている自由と平和の闘士の即時解放。ナチス殺人者と戦犯の緊急逮捕と裁判及びその財産の没収。全国家機構・地方自治機関からの全ファシストの追放。
2. すべてのファシズム的法律、施設の廃止、全ファシスト組織の解散。ファシズム的・帝国主義的宣伝の禁止。すべての訓育・陶冶諸施設 (学校・図書館・劇場・映画・文学・新聞) からのファシズム的・帝国主義的汚物の追放。民主的で自由な国民精神の育成。
3. ファシズム・帝国主義のすべての根の絶滅。平和と諸国民友好のための自由な民主的基礎にもと

づくドイツ人民の再教育。ファシズムの腐敗と不道德の絶滅。

4. 門地、身分、人種、宗教の別なくすべて国民の公民的自由、および国家の内的形成への参加とその拡大を保障する真の民主主義の開放。信仰・良心の自由、団結・出版・集会の自由。科学的研究と教授の自由、創造的芸術形成の自由。比例選挙制にもとづく国、地方における自由・平等・秘密・直接の選挙権の回復。法律・政策の実施監督のための人民機関、ならびに国家生活への積極的参加を保障する人民機関の創出。
5. 他民族、とくにソヴェト人民に加えた戦争被害の賠償の即時実施。
6. ドイツの再建と平和的経済関係の形成に貢献する経済政策の実施。
7. 人民の生活必需品の生産への企業転換、経営協議会と労働組合と密接に協働しての民主的国家機関による経済の指導と監督。
8. 国家補助による計画的住宅建設。住宅喪失者への低利の国庫融資。
9. 労働への権利と義務、労働組合と経営者との協定にもとづく賃金・労働条件の決定。民主的国家に忠実な公務員の権利要求の承認。職業陶冶・再教育への機会の創出。
10. 食糧の確保。農民経済の自由と国家的助成。低利の国庫融資の保障。貧農・農村労働者のための民主的土地改革。自由な農民協同組合の再建。民主的農民会議所 (Bauernkammer) の創設。
11. 中小企業の経済の自由とその存在の確保。その経営再建のための国庫融資の保証。産業協同組合と職業同盟の国家的助成。
12. 労働保護の創設とその農業労働および家事労働への拡張。有給による回復への権利。社会保障制度 (健康・傷病・老人保険制度) と公的健康管理制度の設立。母子保護。
13. 戦傷者及び戦争遺族の援助。
14. 真の国民的名誉と全般の人間進歩の精神による青少年の訓育、平和的共存のための青少年の訓育。才能あるものの国家的助成。青少年の一般的陶冶・進学機会の助成。高等教育での奨学金の保障。国家的援助による職業陶冶、子どもの営利活動の禁止、青年労働者の保護、青年保健と青年スポーツの振興。

この綱領で注目すべきは、反ファシズム・民主主義の課題が、同時に反帝国主義の課題と結合して提起されている点である。綱領の基調は資本主義社会を前提としている。したがって社会変革の課題はブルジョア民主主義革命の完成にある。しかし、そのことと同時に反ファシズムの課題の遂行が、反帝国主義の課題と結合している点に、19世紀のブルジョア民主主義革命とこの綱領との相違点があるし、またワイマール期の KPD の綱領 (プロレタリア・ディクタトゥーラと直結している) との相違がある。ファシズムへの反対が、ファシズムの経済的基礎である帝国主義への反対として自覚されることは当然としても、そのことが資本主義一般の否定と結びついていないところに、この綱領がのちの反ファシズム・民主主義ブロックの形成の基礎になりえた要因があった。

5. ファシスト独裁打倒後の教育改革構想は、強制収容所内の抵抗組織によっても作成された。E・テールマンが収容され、虐殺された Buchenwald の収容所 (ワイマール近郊) 内部には、このための教育委員会 (Erziehungskommission) が設置されていた。委員会は 1944 年 8 月に、1 年以内にナチス政権が崩壊することを予想し、解放後の「学校政策の緊急措置」をまとめた²⁸⁾。全 12 項よりなるこの提案は、学校からのファシズム的要素の追放 (教師の肅清、再試験、人種的ドグマ・帝国主義的・国家主義的教材の一掃)、学校制度の改編 (Mittelschule, Hauptschule の廃止、ファシスト特別学校の閉鎖、人民大学の創設、哲学・経済・法律の三学部よりなる単科大学の設置)、教員養成制度改革 (大学での教員養成、教育学部の設置)、宗教授業の禁止、教育無償制の実現、生徒および父母の自治活動の保障 (父母協議会の設置)、州単位の新しい学校行政機関の設置と行政事務のひきつぎ (1945. 6. 30 までに)、法の立案、施行、一般監督にのみ責任をもつドイツ国民教育省の設置、などを含んでいる。これらの提案を貫く

基本視点は、反ファシズム、学校制度の統一性・無償性・世俗性の原則、新しい教員養成、地方自治・学校自治を前提とする教育行政機構の再編、などである。かつてのワイマール期のKPDの教育綱領と比較した場合、社会主義的要素、プロレタリア・ディクタトゥーラと結びついた要求がここにはみられないことが明らかである。

6. 1945年2月、KPD政治局はW・ウルブリヒトを議長とする委員会をつくり解放後のソヴェト占領地区における反ファシストの活動方針を作成した²⁹⁾。ウルブリヒト作成のメモによるとこの委員会は主として、経済生活の再開（とくに農業を中心に）、下からの民主的地方行政機関の創出、学校制度におけるナチス・イデオロギーに反対する闘争、などをとりあげている。

経済活動の再開について重視したのは、春耕を中心とする食糧生産体制の確立、都市と農村の間での相互援助の組織化（農村への労働者ならびに技術者の供給、都市への生活物資の供給）、ファッショ的農業関係法・施設の廃止、プロイセン・ユンカーの経済的基礎の排除、農業協同組合の助成、民主的諸勢力の集会の自由の回復、民主的町村行政機関の創出、民主的土地改革のための土地委員会の設置、などである。ここからわかるように、新しい経済活動の再開は、農村地域における新しい社会秩序の形成と不可分になっている。食糧生産の確保のためには、ファシスト法秩序を打破し、ユンカー支配を取り除き、大農をも含めた農民による新しい生産体制をつくりあげることが緊急の課題となった。そのためには農村において、政治的自由を回復し、農民に責任を負う新しい行政機関を創出し、民主的土地改革のための農民自身による土地委員会を設立することが不可欠の条件である。これらの条件の創出は、新しい中央政府、新しい立法院の設置を待つわけにいかない。反ファシズム・民主主義の戦後改革は、戦争末期のドイツの解放地域において下からの自治体改革として始められることとなった。

ウルブリヒト議長になるこの委員会が重視したもうひとつの課題は、学校制度の変革であった。すでにみた「戦闘的民主主義ブロックの行動綱領」にKPDの教育改革の基本は明らかにされている。また、この委員会には強制収容所内の反ファシスト教師などにより作成された改革提案も寄せられていた（後述）。NKFDの改革構想もすでに明らかにされている。委員会は、これらを基礎とし、解放地域における具体的方針を提起した³⁰⁾。この「方針」は、解放直後の授業の再開は困難であるにしても、授業の再開にむけてファシスト教師（大部分の教師がそうであるが）を追放し、新しい教授プランを作成し、なかんずく新しい教師を選考、準備することを最重要課題として提起した。この基本方針のもとに「方針」は以下の諸点を当面の具体的課題とした。

- 旧教師の中から反ファッショ・民主主義的教師の認定、特定科目の教師として養成可能な反ファシストの認定。
- ワイマール期のものを含めた旧教材の使用禁止、個別授業科目の方針の作成、6ヶ月間の暫定授業方針の確定。
- 市町村の地区行政機関 (Ortsverwaltung) による学校委員会 (Schulkommission) の設置。この委員会は、地区行政機関ならびに教師の代表よりなる。学校委員会は、大都市の学校委員会により提案される方針にもとづき、学校の再開計画を作成する。
- 2ヶ月の教員養成短期講習会の開催 (各市町村で)、講習会の教授プランおよび学校の6ヶ月の暫定授業方針は、反ファシズム、ナチスイデオロギーの克服を主要内容とする。一般方針にもとづく入門書の作成。
- 民主的精神にもとづく子どもの訓育、統一的基礎学校の設置、能力に応じた上級学校への進学機会の拡充、学校と教会の分離。

この方針からわかるとおり、解放地区における教育改革構想は、ファシスト教師の追放、新しい教師の養成・採用、暫定授業方針、教授プログラムの作成、学校再開の準備、およびこれらの事業を実施する地域単位の行政機関ならびに学校委員会の設置にその重点がおかれた。ここにおいても、教育改革は下から上への改革構想が提示され、教育改革はソヴェト占領地区では自治体変革が先行し、敗戦後の中央占領機構の設置以前において、又東ドイツ地区の中央政府の設置以前に、実際の改革は実施されることとなった。

7. ここで第1章全体のまとめをしておく。

ワイマール共和制期の KPD の教育政策にとって中核的課題は、「11月革命の経験からの正しい結論の形成と、ドイツの特別の条件にあった戦略戦術の形成」にあった。それは、「帝国主義的学校から社会主義的学校への移行期の戦略戦術」をいかにつくり出すかであった³¹⁾。1918年末から19年にかけての合同大会においては、いまだ革命の高揚の時期であったことを反映し、教育綱領はプロレタリアディクタトゥラの樹立と結合され、社会主義学校を直接の課題とした。しかし、11月革命が失敗に帰し、SPDを中心とする連立政権（ワイマール共和制）の時代になっても、KPDの教育綱領の基本は社会主義学校、ソヴェト型の学校の実現にむけられ、プロレタリア革命への即時移行を前提とするものであった。その結果、教育綱領の基本的特徴は、ブルジョア民主主義的学校変革の課題と社会主義的学校変革の課題とが併在するものとなり、そのことが同時にこの綱領の実現のにない手の層を著しく狭くすることになった。11月革命の失敗からの正しい総括と適切な方針が出されるのは、1935年を待たねばならなかった。KPDのブリュッセル会議、ベルン会議の決議は、教育綱領を含んではいないが、当面する社会変革の基本路線を反ファシズム・民主主義革命（ブルジョア民主主義革命の完成）におき、民主的共和制の樹立を基本課題にすえたのであり、このことにより新しい教育綱領の確固とした基礎が確立されたといえる。具体的な教育改革構想が明確になってきたのは、1943年以降であり、その作成主体は単にKPDのみならず、人民戦線組織である自由ドイツ国民委員会や強制収容所内に設けられた闘争組織であり、共通の教育綱領への結集の層はワイマール期に比べ大きく広まった。ドイツの敗北後の教育改革構想は、そのほとんどがこの時点に形成されたといつてよい。

- 1) コミンテルン第7回大会決議については、国民文庫『反ファシズム統一戦線』185ページ参照。
- 2) Vgl. Wilhelm Pieck: Der neue Weg zum gemeinsamen Kampf für den Sturz der Hitlerdiktatur. Dietz Verlag, Berlin 1957.
- 3) Vgl. Geschichte der Deutschen Arbeiter Bewegung. Kapitel X, Dietz Verlag, Berlin 1968, S. 115.
- 4) Laschitzka, H./Vietzke, S.: Deutschland und die Deutsche Arbeiterbewegung 1933-1945. Dietz Verlag, Berlin 1964, S. 77.
- 5) Vgl. Pieck, W.: Der neue Weg... A. a. O., S. 143 ff.
- 6) Vgl. ebenda, S. 156.
- 7) Vgl. ebenda, S. 164.
- 8) 上杉重二郎『ドイツ革命運動史 下』青木書店, 1969, 206ページ参照。
Vgl. Programmatische Dokumente der Nationalen Front des demokratischen Deutschland. Dietz Verlag, Berlin 1967, S. 6 ff.
- 9) 上杉前掲書。207ページ参照。
Vgl. Pieck, W.: Der Kampf um Demokratie. In: Pieck, W.: Reden und Aufsätze. Bd. I, Dietz Verlag, Berlin 1952, S. 210.

- 10) Zur Geschichte der KPD. Eine Auswahl von Materialien und Dokumenten aus den Jahren 1914-1946. S. 275 ff.
- 11) Pieck, W.: Zur Geschichte der KPD. In: Pieck, W.: Reden und Aufsätze. Bd. I, A. a. O., S. 396 f.
- 12) Pieck, W.: Der neue Weg... A. a. O., S. 62.
- 13) Ebenda, S. 64.
- 14) Ebenda, S. 160 ff.
- 15) Monumenta Paedagogica. Bd. VI., Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1970, S. 155 f.
- 16) Vgl. Resolution der Berner Konferenz der KPD. In: Zur Geschichte der KPD... A. a. O. S. 393.
- 17) Ebenda, S. 393.
- 18) Ebenda, S. 395.
- 19) Ebenda, S. 392.
- 20) Ebenda, S. 397 f.
- 21) Laschitz, H./Vietzke, S.: Deutschland und ... A. a. O., S. 196.
- 22) Geschichte der Deutschen Arbeiter Bewegung. A. a. O., S. 218.
- 23) Laschitz, H./Vietzke, S.: Deutschland und ... A. a. O., S. 395 ff.
- 24) Ebenda, S. 201 ff.
- 25) Fritz Rücker: Die Arbeit der Lehrer im Nationalkomitee „Freies Deutschland“ und die schulpolitisch-pädagogische Arbeit des Nationalkomitee. In: Monumenta Paedagogica. Bd. VI, A. a. O., S. 170.
- 26) Erich Weinert: Das National komitee „Freies Deutschland“. Rütten und Loening, Berlin 1957, S. 99 f.
- 27) Programmatische Dokumente der Nationalen Front des demokratischen Deutschland. A. a. O., S. 15.
- 28) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, A. a. O., S. 165.
- 29) Laschitz, H./Vietzke, S.: Deutschland und ... A. a. O., S. 419.
- 30) Ebenda, S. 423 f.
- 31) Gottfried Uhlig: Der Beginn der antifaschistisch-demokratischen Schulreform 1945-1946. Akademie-Verlag, Berlin 1965, S. 36.

第2章 反ファッショ・民主主義革命の開始と教育改革

第1節 反ファッショ・民主主義革命の開始

1. 1945年5月8日、ヒトラー体制は崩壊した。このときすでにソヴェト占領地区では、個別市町村単位で戦後改革は始っていた。食糧、水、エネルギー、住宅その他生活必需品の確保ひとつとってみても、地域単位での新しい行政機関の創出は不可避の課題であった。第1次世界大戦の終了時とは異なり、この時点で国家行政に責任を負い、無条件降伏の実施に責任を負う執行権力はドイツには存在しなかった。このことは、占領権力がドイツの最高執行権力を行使しなけりばならなかったことを意味するとともに、同時に下から行政機関をつくり上げることを必要とした。ドイツの反ファシスト・民主主義者・勤労者は自ら新しい民主的行政機関を下からつくり出した。その際、ソヴェト占領司令官はその地区の反ファッショ・民主勢力の申請のもとで、各市町村の長を任命し、新しい行政機関の創出を保証した。ベルリンを例にとると新しい市参事会が設置されたのは5月17日であり、KPD, SPD, ブルジョア民主主義者 (かつ

てのドイツ国民党、中央党のメンバー)らによりそれは構成された¹⁾。W・ウルブリヒトはのちに「新しい国家的行政は一步一步下から上へとつくられねばならなかった」、「緊急課題は、各地域において自ら解決されねばならなかったし、そこでのみ新しい民主主義的行政は人民大衆の信頼と支持を獲得できた」、「更に当時全ドイツの行政の基本原則は、4カ国占領権力によりまだ確定されておらず、したがってソヴェト占領地区での軍政もまだ存在しなかった」と述べている²⁾。教育行政史学者である G. Uhlig もこの期の教育改革と関連して、労働者階級、反ファッショ民主主義勢力はこれらの「自治行政機関を革命的国家権力の萌芽として創出することに成功したと」述べている³⁾。ドイツにおける戦後改革は、自治体革命とともに始った。

4カ国最高司令官の共同会談の開催は、6月5日ベルリンにおいてであり、そこで4カ国の占領地区が確定され、共通のドイツ占領政策が確認され、最高権力機関としての連合国統制協議会 (Alliierte Kontrollrat AKR) が設置された。占領政策の基本は、ドイツの非軍事化、非ナチス化、民主化、ドイツ国家社会主義労働党 (NSDAP) の解散・非合法化、人種・信条・政治的見解にもとづく排斥の禁止、戦争犯罪人の逮捕・処罰、などにあることが確認された。ベルリンは、統一ドイツの実現を条件とし、ソ連邦の譲歩により4カ国の共同管理地区となり AKR がここに設置された。各占領地区は、それぞれの最高司令官がその地区の最高権力行使することとなった⁴⁾。

6月9日には、ソヴェト占領地区にソヴェト軍政府 (SMAD) が設置された。それは、ベルリンの中央軍政府と5つの州・邦 (ザクセン、テューリンゲン、メクレンブルク、ザクセン・アンハルト、ブランデンブルク) の軍政府にわかれ、その下に県・郡・市の指令部 (Bezirks-, Kreis- und Stadtkommandantur) がおかれた。SMAD の最高司令官は、当初ジューコフ將軍であったが、1946年4月10日以降はソコロフスキー將軍にかわった。SMAD の占領政策は、AKR の方針、のちのポツダム協定およびドイツ人民の自決権を基礎として実施されることとなった。SMAD が設置された時点で、この軍政府はすでに反ファッショ民主的的地方自治機関に依拠することが可能となっていた。

2. SMAD はその設置の翌日に命令第2号を出し⁵⁾、西ドイツ地区にさきがけて民主的政党、労働組合に活動の自由を保証した。このことは、それまでの地域単位での運動の分散化を克服し、全ソヴェト占領地区での統一した運動の組織化を可能とした (但し、アメリカ軍が占領していたテューリンゲン、ザクセン・アンハルトについては、その撤退が7月に入ってからであったので、この地区での民主化は他地区に比べ遅れる⁶⁾)。

まず6月11日に、KPD 中央委員会がアピール「都市および農村の創造的人民に！ 男性ならびに婦人に！ ドイツ青年に！」を出した。そこには、次の如く記されている⁷⁾。

「ヒトラー主義の壊滅とともに、ドイツの民主主義、すなわち1848年に始ったブルジョア民主主義的変革をさいごまでやりとげ、封建的残滓を完全に排除し、反動的な古くからのプロイセン軍国主義をその経済的・政治的根源から壊滅することが重要となっている。」

「我々は、ドイツにソヴィエトシステムを強いる道は間違いであるという見解に立つ。なぜなら、この道はドイツの今日の発展状況に相応していない。我々はむしろ、ドイツ人民の決定的利害は……他の道を指し示していると考え。つまりそれは、反ファッショ民主主義体制の建設、議会主義的民主共和制——すべての民主主義的権利、自由を国民にもたらすところの——の建設への道である。」

この短い叙述のなかに、ファシスト独裁打倒後の KPD の基本政策が示されている。それは、1848年に始るドイツのブルジョア民主主義革命の完成であり、封建的残滓の一掃であり、

かつファシズムをその物質的・イデオロギー的根底から絶滅するという課題をもつところの、基本的にはブルジョア民主主義革命の完成である。しかしこの変革は、ファシズムの基礎である金融資本の支配、帝国主義的支配の復活を許さないという意味では、資本主義社会を前提としていながらも、そこから一步つき進んだ社会変革であり、19世紀の市民革命とはこの点で異なる。そして、以上の課題に対応した国家形態、政府形態として議会制的民主共和制の創出をみとおしており、ソヴェト形態をとらないことを明らかにしている。

KPDのアピールは、更に上述の文章につづき、「議会主義的民主共和制の建設への道」の10の課題（行動綱領）を明らかにしている。その大要を示すと次のとおりである。

1. ヒトラー体制、ヒトラー党の残滓の完全な清算、積極的ナチスの公務員の完全な粛清、連合国の法廷によるほかドイツ法廷による戦犯の処罰。
2. 飢え、失業などの闘争、自由な商業・私的経営のイニシアティブの開放。
3. 労働者・勤め人・公務員の自由な労働組合および反ファッショ・民主主義政党の合法性の復活、人民の民主的権利・自由の再建、ファッショ的反動的汚物からの訓育・陶冶制度の浄化、すべての学校における真の民主的・進歩的・自由な精神の助成、ナチスの人種理論および「生命線教義」の虚偽性の明確化、科学的探究・芸術形成に対するヒトラー政策の破局的結果についての明確化。
4. 民主主義の原則にもとづく地方自治行政機関の再建。
5. 企業経営者の専横、反逆的搾取に対する勤労者の保護、公企業・会社・官庁での労働者、勤め人、公務員の代表の自由かつ民主的選出。
6. ナチスの中心人物、戦犯の財産の没収と人民の手中への移譲（自治行政機関の処理に委任）。
7. 大土地所有者・ユンカーの財産の解放と州・郡への移譲（大農は除く）。
8. 交通・水・ガス・電気などの重要企業の自治行政機関への移管。
9. 他民族との平和的、友好的の共存、他民族への攻撃的、略奪的政策の破棄。
10. 他民族に対する賠償義務の承認。

これらの行動綱領について、KPDは、それが「反ファッショ民主主義的諸政党（SPD および中央党）とのブロックの創出の基礎」であることを訴え、かつこの行動綱領が「すべての反ファッショ・民主主義的・進歩的人民諸勢力のかたい統一によってのみ実現される」ことを明確にし、この綱領がドイツの人民戦線・統一戦線を形成する上での基本原則に位置づいていることを明らかにした。

つづいて6月15日、SPD中央委員会がアピールを出した⁸⁾。

「我々は、1945年6月11日のKPD中央委員会のよびかけに最も温い挨拶を送る。」

「それは（KPDのよびかけ）適切にも、ドイツ人民の決定的利害が反ファッショ民主主義体制と議会制的民主共和国の創設を要求している。」

「ワイマール共和国における政治的闘争の場をみたしていたところの利己的な政党間の争いは、すべて芽のうちにその息の根を止めなければならない。」

「反ファッショ民主的共和国においては、民主主義的自由はそれを無条件に認める者にのみ保障される。……新しい国家の最も基本的な生活規範は、ファッショ的力の支配の全ての残滓を完全に排除することを要求している。……ファシズムにより精神的にその根を抜かれた青年は、再び自由になり、批判的に考える人間に育てられなければならない。」

「よりよい未来へのドイツの政治的道は、次のことばに明確に示されている。国家と共同体に民主主義を、経済と社会に社会主義を！」

ここにかかげたSPDのアピールの基本精神は、KPDのそれとほとんど共通している。なによりも、SPD中央委員会がKPDの行動綱領を基本的に認めている点、およびワイマール期

の両党間の対立を克服する決意が明らかにされている点に、このアピールの意義はある。戦後の反ファシズム民主主義的統一戦線の核はこれら両党のアピールにより形成されたといえる。しかし他方、SPDの改革構想のなかには多少の混乱もみられた。それは、上記引用のさいごのスローガンに示されているように民主主義革命と社会主義革命とを混同している点である。たとえばこのアピールの「当面の課題」のなかには次の記述がみられる。

「5. 国民的文化の建設、民主主義・社会主義の精神での青少年の訓育、芸術・科学の形成」

「我々は、我々の兄弟としての手をすべての人におくる。そしてそのスローガンは、ファシズムに反対し、人民の自由のための、民主主義のための、社会主義のための闘争を！」

同様に、6月17日のベルリンでのSPD第1回党役員会議でO. Grotewohlは、「われわれは青少年を率直で自由で、まっすぐな人間に育てることを望み、民主主義および社会主義の精神をもつ世代に育てることを望む。」「我々の目的は社会主義である！」とのべている⁹⁾。これらの記述は、SPDが社会主義政党であることを明確にした点では積極的意義をもつが、経済および教育の分野に無条件に社会主義をもちこむことは間違いである。KPDがすでにその反ファシズム闘争の過程で克服した弱点をSPDは逆にもちこんでいる。しかし、このような欠陥にも拘らず、SPDの6月15日のアピールの意義は大きい。それはいうまでもなく両党間の反ファシズム民主主義ブロックがこのアピールを基礎に創造されたということである。両党によるブロック結成への合同会議が開かれたのは、2日後の6月17日であり、その後各地でこれらの合同会議が設置されることとなった。

ついで6月26日にはキリスト教民主同盟(CDU)が、また7月5日にはドイツ民主自由党(LDPD)がそれぞれ反ファシズム・民主主義・自由を基本課題として結成された。東ドイツ地区のブルジョアジーは、単一のブルジョア政党の結成に努力したが、結果的に失敗し、別々のこの二つの政党に結集することとなった。CDUはA. Hermesのような1944年7月20日事件の関係者を中心に、かつてのキリスト教労働組合の指導者の協力を得て設置された。また、LDPDは、かつてのドイツ民主党(DDP)のメンバーを中心に結成され、W. Külzの如き反ファシズム的政治家(副議長)となれば、W. Kochの如き大ブルジョアジーの利益代表者(議長)も含めて発足した¹⁰⁾。

これら4党は、反ファシズム・民主主義という変革課題の認識においては一致していた。6月19日、KPD、SPDの合同会議は、他の諸党をも含む反ファシズム民主主義ブロックの結成にふみ出す協定を結んだ¹¹⁾。協定には明確に、「全ての他の反ファシズム民主主義政党とのかたいブロックの結成について協定を結ぶために必要なあらゆる第一歩をふみ出す」と書かれている。これ以降各地であいついで両党の共同行動委員会が設置され、なかにはメクレンブルクの如くCDUをも加えた集会が行われ、ブロック結成への決議が行われた。7月14日、4党からそれぞれ5人の代表が集り、ブロックの結成にふみ切った。KPDからは、W. Pieck、W. Ulbricht、A. Ackermannらが、SPDからは、E. W. Gniffke、O. Grotewohl、G. Dährendorfらが、CDUからは、A. Hermes、W. Schrieber、J. Kaiserらが(前三者は、12月に反改革の立場を明らかにし、執行部から追われる)、LDPDからは、W. Koch、E. Schiffer、W. Külzらが参加した。共同コミュニケには、次のように記されている¹²⁾。

「国民を救うことは、わが全人民の生活と思考の基本的変革によってのみ、又反ファシズム民主主義的秩序の創出によってのみ、可能となる。4党の代表は、その自主性を相互に尊重しつつ、統一

した力で大きな課題を解決するために、反ファシズム民主的諸党のかたい統一戦線の設置を決議する。」

共同コミュニケが確認した共通の課題は、以下の5点であった。(1) ヒトラー主義の残滓からドイツを浄化し、反ファシズム・民主主義的基礎にもとづき国土を再建するための闘争における協力、ナチスイデオロギーの害毒や帝国主義・軍国主義的思考に対する闘争、(2) 経済の可能な限り迅速な復興への共同努力、(3) 民主的な法治国家にもとづく完全な権利の確立、(4) 精神・良心の自由、宗教的信念・倫理的世界観の尊重、(5) 相互尊重にもとづく諸国民の関係の形成と信頼の回復。ここに、ブリュッセル会議以来、KPDがその最も重要な闘争目標としてきたところの人民戦線の中核が実現した。労働者のなかからは、このブロックがワイマル期の連合政策と同じだとする疑問も出された。しかし、このブロックはコミュニケの中にもあるように反帝国主義という課題を明らかにしているものであり、またCDU、LDPDに参加しているブルジョアジーは、独占資本に反対し、自由な経済の再建を望んでいるのであり、反ファシズム・民主主義という点では帝国主義者とは明確な一線を画している。それ故にこそ、ワイマル期の中間諸政党の指導者はひきつづき1945年以降もCDUやLDPDの指導的地位についているのであり、したがってこのブロックはワイマル期の連合政権とは反帝国主義という点で決定的相違を示している¹³⁾。

3. 反ファシズム・民主主義的ドイツの形成は、政党レベルのブロックの結成のみでは不可能である。国民のさまざまな組織の結成、なかんずく労働者階級の統一組織が必要である。KPDはかねて、労働者階級の単一の自由な労働組合の形成をその課題としてきた。労働者階級を代表する単一の統一労働組合の創出、ならびに労働者階級を代表する単一の労働者政党の創出こそが、反ファシズム民主主義革命を推進する中核でなければならない。さきのSMAD命令第2号は、労働組合の活動の自由を保障した。ワイマル期の革命的労働組合反対派の指導者を中核にし、かつての一般ドイツ労働組合連合(ADGB)、キリスト教労働組合、職員労働組合などの代表者への働きかけが始った。W. Ulbrichtを中心にこれらの代表者間の協議がすすみ¹⁴⁾、6月15日ベルリンにおいて、ベルリン労働組合準備委員会が結成され、ドイツ全地域への呼びかけ「新しい自由労働組合の建設」が発せられた。この会議には、以前の革命的労働組合反対派からはH. Jendretzky, P. Walterが、社会民主主義的労働組合からはH. Schlimme, B. Göringが、キリスト教労働組合からはJ. Kaiser、職員組合からはE. Lemmerらが参加した。その呼びかけはつぎのように記している¹⁵⁾。

「奈落への道は、すでに1933年より以前に始っていた。民主的諸勢力は分裂し、決定的な反対をするにはあまりに不決断であった。」「赤軍がベルリンに進駐して以降、市司令部の同意のもとに、市民の行政政府がすべての反ファシズム民主的勢力の統一をもとにしてつくられた。」「ソヴェト軍政府最高司令官の命令は、労働者・勤め人に自由な労働組合に統一する権利を付与した。」「下記に記す署名者は、自由で民主的な大ベルリン労働組合の再建のために委員会を創設する。」

つづいて「呼びかけ」は4項目の当面する課題を掲げている。(1) ナチズム・軍国主義に対する闘争、行政機関と企業からの積極的ファシストの追放、(2) 住民の生計の確保およびベルリン復興のために全労働力の投入、(3) 賃金契約の締結、労働者・勤め人の代表制の創出、労働保護・労働配置の組織化、経済再建と社会保障の領域での労働者の民主的共同決定権の確立、(4) 反ファシズム・民主主義的進歩の精神による労働者階級教育。

この呼びかけに応え、ベルリンでは6月17日に600人の労働組合員が自由労働組合に賛成し、その数は10月には171,786人に増大した。他の地区においてもあいついで労働組合準備委員会が設置され、ドイツ自由労働組合 (der Freie Deutsche Gewerkschaftsbund, FDGB) の地方組織が結成されていった。ライプチヒでは8月20日に創設され、46年1月には131,000人に達した¹⁶⁾。1946年2月に、各州・邦のFDGBの代議員会議が開かれ、これがFDGB第1回大会 (Bundeskongreß) となった。大会は、労働組合員3,195,022人 (うちベルリン439,273人) を代表しており、暫定規約、原則、目的などを決定した¹⁷⁾。大会は、「経営協議会の任務と権利についての決議」、「統一労働者党の創設に関する決議」、「ニュルンベルクの戦犯裁判のための決議」、「青年の要求」、「大銀行の解体に関する決議」などを決めた¹⁸⁾。また、第1議長には Jendretzky (かつての労働組合反対派)、第2議長に Göring (かつての社会民主主義的労組)、第3議長に Lemmer (職員組合) が指名された。

以上の如きFDGBの創設過程には、以下に記す労働組合員の切実な要求が反映していた。

「我々は、1933年当時分裂していた。我々は十分に闘争の決心がついていなかった。我々は不統一であった。他方人民の敵は、町で、農村で、労働者を打倒し、戦争の準備をするのに一致していた。」「この12年間からひき出さねばならぬ最重要の教訓のひとつは、労働者及びドイツ人民の反ファシスト統一であり、またソヴェト人民への新しい正当な関係の創出である。」「我々は提起する、すべての都市、郡において、すべての以前の労働組合の代表者よりなる労働組合準備会を設置し、労働組合連合の創出を準備することを。」「我々が過去から学んだものを、すべての諸州の労働者に示すことが、いまや我々にとって重要である。我々は最善の労働組合の伝統を思い出し、過去の欠陥を認識することを欲する。なかなずく我々は労働組合の分裂をもたらしてはならない。我々は自由な単一の労働組合の建設を望む。我々は全力をあげて反ファシズム・民主的共和国の建設に決然とふみ出すことを望む。」「(1945. 8. 7, 統一的自由労働組合の創設のためのブランデンブルク邦労働組合準備会の呼びかけ)¹⁹⁾

ヒトラーのファシスト独裁とワイマール期の労働運動・労働組合の分裂は、ドイツ労働者に貴重な歴史的教訓を残した。それがここに明確に表現されている。FDGBの課題は山積していた。企業からのファシストの追放、経営協議会、企業代表制を通しての共同決定権の確立とその行使、賃金契約の締結、労働保護基準の制定、自治行政機関および付設の経済諸機関 (監督委員会、工業・商業・農業会議所) への参加と共同決定権の制度化、独占企業・カルテル・コンツェルンの解体と自治体への移管、民主的土地改革における農民との共闘、職業陶冶制度の改善などの諸問題にFDGBは势力的にとりくんだ。FDGBは当初これらの問題に地域的にとりくんでいたが、FDGB第1回大会は東ドイツ地区のこれらの運動を集中化し、新しい段階へと運動をひき上げた。労働組合運動における民主と集中はここにその第一歩を踏み出すこととなった。

なお詳述を避けるが、青年委員会 (Jugendausschuß)、婦人委員会 (Frauenausschuß)、ドイツの民主的新生の為の文化同盟 (Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands) の設置により、青年、婦人、知識人との統一組織の形成も進展した²⁰⁾。

4. すでにみたように、市町村単位での新しい行政機関はすでに解放地区を中心に戦争末期から設置されてきた。次の課題は、州・邦単位の行政機関の設置であり、東ドイツ全地区の行政機関の設置であった。この課題は、当時まだ東ドイツ地区 (テューリンゲン、ザクセン・アンハルト) に駐留していたアメリカ占領軍の撤退 (7月1～3日) をまって始った。SMADは7月4日に、ブランデンブルク邦、メクレンブルク州、ザクセン州に新政府の設置を認め、つづい

て7月16日にテューリンゲン州、ザクセン・アンハルトの政府を認めた²¹⁾。これらの政府要員は、それぞれの地区の反ファッショ民主主義ブロックにより申請された候補者をSMADが承認するという手続きで任命された。その構成をみると、各州・邦の知事 (Präsident) はいずれもSPDのメンバーにより占められており、副知事 (各地区とも複数) は、KPD 6人、SPD 4人、ブルジョア民主主義者5人、無党派3人となっており²²⁾、行政府自体の構成が反ファッショ民主主義ブロックの協力の産物になっていることがわかる。また、副知事のもとには教育行政機関 (Schulabteilung) がおかれ、ここにはじめて教育行政機関の中樞が設置されることとなった。他方ベルリンは、それまでソヴェト軍ベルリン市司令部のもとに管理されてきたが、7月11日以降は連合国軍指令部がベルリンの管理にあたることとなった。

ついで、ベルリン (ポツダム) 会議が進行しているさなかの7月27日に、SMAD 命令第17号が出され、8月10日までに東ドイツ地区にドイツ中央管理局 (Deutsche Zentralverwaltung, DZV) を設置することが命ぜられた²³⁾。かくして8月10日には、反ファッショ民主主義ブロックの申請にもとづき、DZVが発足した。それは、13の行政機関より成っており、それぞれが独立してSMADに責任を負い、かつSMADを補助し、それ自体は法律、命令の制定権はもたず、州・邦の政府に対しては、連絡・調整・指導・監督に当たることとなった。ドイツの統一がいまだ実現されていないこの段階では、このような措置はやむをえないし、必然でもあった。13の中央政府のなかには、交通、通信、工業、財政などのDZVとともに国民教育中央管理局 (DZVFFV) も含まれており、その長 (Präsident) には、コムニストの Paul Wandel (KPD 機関紙 „Deutsche Volkszeitung“ の編集長) が任命された。東ドイツ地区の国民教育の分野での最高執行権力はあくまでもSMADであるが、DZVFFVの設置により、ベルリンを除く東ドイツ地区全域にわたり統一的学校政策を実施することが容易になった。

また、10月22日のSMAD命令により、各州・邦の政府には法律 (Gesetz) 命令 (Vervordnung) の制定権が付与された²⁴⁾。このことにより州・邦は、AKRの法律・命令およびSMADの命令に反しない範囲で自主立法権を行使することが可能となり、ドイツ人自身による反ファッショ民主主義革命は大きく前進することとなった。

5. 1945年7月17日より8月2日にかけてベルリン (ポツダム) 会議が3カ国首脳 (トルーマン、スターリン、チャーチル、なお7月28日よりイギリスはアトリーにかわる) の参加のもとに開かれ、8月2日ポツダム協定が結ばれた²⁵⁾。W. Ulbrichtはこの協定の意義について、「ポツダムの原則に対する „イエス“ か „ノー“ かは、進歩か反動か、統一か分裂か、平和的建設か軍国主義の復活か、平和か戦争か、に対する決定的な試金石である」と述べ²⁶⁾、反ファッショ民主主義的変革にとってのポツダム協定の決定的意義を強調した。ポツダム協定に示されたドイツ占領政策は、その内容からいって6月11日のKPDの10項目にわたる行動綱領とほとんど同一であり、したがってまた反ファッショ民主主義ブロックの基本政策とも一致していたし、重要なことは、すでに東ドイツ地区で始まっているところの戦後改革の諸事実の方向とそれが基本的に同一であるということである。その意味でポツダム協定は、「民主的ドイツの戦後政策の国際法上の基礎をつくり出したものであり、かつ本質的援助を創出した」のである²⁷⁾。この点で東ドイツ地区のポツダム協定に対する評価は、西ドイツ地区のそれに比べ著しく高く、きわだった特色をなしている。1946年11月12日にアデナウアーは、ノルドライン・ヴェストファーレン州議会で、ポ協定はドイツ国民の窮境の主要原因であると表明し²⁸⁾、はやくもポツダム協定を否定する態度を明確にした。

ポツダム協定のドイツに関する部分は、「政治的原則」と「経済的原則」の二つにわかれている。その大要を示すと以下のとおりである。

A. 政治的原則

1. ドイツにおける最高執行権力は、アメリカ、イギリス、ソ連、フランスのそれぞれの軍最高司令官により行使される。ドイツ全域に関連する問題については連合国統制協議会（AKR）の一員として行動する。
3. AKR が負うべきドイツ占領の目的は以下のとおり。
 - (I) ドイツの完全な武装解除と非軍事化、軍事生産に利用しうる全ドイツ工業の排除・監督。この目的のために
 - a) ドイツの陸・海・空軍、SS, SA, SD, ゲシュタポの完全な解散
 - b) すべての武器、弾薬、軍事施設の連合国軍への移管・廃棄
 - (II) ドイツ人民は、全面的軍事的敗北をこうむり、それによりひきうけるべき責任を免れることはできず、その同情の余地のない戦争遂行とナチスの狂信的抵抗とがドイツ経済を滅ぼし、混乱と非惨を不可避にしたことを知らされねばならない。
 - (III) 国家社会主義党とその支部・下部組織の壊滅、すべての国家社会公務員の解職、すべてのナチス・軍国主義的活動・宣伝の予防。
 - (IV) 民主的原則にもとづく政治生活の決定的変革と国際生活における永遠の友好的協力の準備。
4. ヒトラー体制の基礎を築き、人種・宗教・政治的信念にもとづく排斥の根拠となっているすべてのナチスの法律を廃止すること。
5. 戦争犯罪人、およびナチスの方策の樹立を計画し実現に参加したすべての人々を逮捕し起訴すること。ナチス党指導者、積極的ナチス党员、ナチス組織の指導者および占領目的に危険な他のすべての人々を逮捕、監禁すること。
6. 名目以上のすべてのナチス党员、連合国の目的に敵対するすべての人々を公共的、半公共的職務及び重要私企業の責任的地位から免職し、民主主義的人間によりそのポストを補充すること。
7. ドイツの教育制度は、ナチス的・軍国主義的教義が完全に追放され、民主主義的理念の効果的発展が可能になるように監視されること。
8. 民主主義、正義、法の前の平等などの原則にもとづき司法制度を再編すること。
9. 政治構造の非集権化、地方自治の発展をめざしてドイツの行政を実施すること。そのために次の措置をとること。
 - (I) 民主主義原則、公選委員会（Räte）にもとづく地方自治行政の早急な再建。
 - (II) 全ドイツ地区における民主主義的政党の承認、法の範囲内での集会、公共討論の実施。
 - (III) ここにあげた諸原則を地方自治行政に適用するための、町村・郡・邦・州における早急な選挙代表制の原則の導入。
 - (IV) 当分の間、ドイツ中央政府は設置されない。しかし、財政・輸送・交通・貿易・工業などの分野にはドイツ中央行政局がおかれる。それはAKRの指導のもとにおかれる。
10. 表言・出版・宗教の自由の保証、自由な労働組合の創出（軍事的安全の維持の範囲で）

B. 経済的原則

11. 軍需製品、飛行機、船の生産を禁止する。金属・化学・機械その他軍事経済に直接必要な製品の生産については厳重に監視し制限すること。
 12. カルテル、シンジケート、トラストなどによる経済力の過度の集中排除を目的として、ドイツ経済を早急に非集中化すること。
 13. 農業及び内需のための平和工業の発展に重点をおくこと。
 14. 占領期間中、ドイツは経済的には単一とみなされる。鉱業・加工工業の生産と分配、農・林・漁業、賃金・価格、輸出入計画、通貨・銀行・税・関税、賠償、軍事工業の排除、輸送・交通制度、などについては共通の方針が作定されること。
- 15～19 (略)。

8月12日、東ドイツの反ファッショ・民主主義ブロックは、ポツダム協定に関連して声明を出した²⁹⁾。そこには、この協定を実現する保証がなによりもブロックに結集する4党の統一にあることが明確にされている。そして、この統一戦線こそが「1918年の失敗」を再びくり返すことなく、ドイツの「新しい道」を保証するものであり、かつポツダム協定も又この「新しい道のスタート」に位置づいていることを明らかにしている。

「ベルリン会議の決議は、この新しい道のスタートにある。それはわが祖国の平和的再生への可能性を与えてくれる。この決議は、無条件降伏によりかちとられたドイツの軍事的敗北に根ざしている。ドイツ人民はヒトラー体制の結果と、ヒトラーの戦争の結果に対し責任を負わねばならない。」

「統一的、経済的全体としてのドイツの承認が、ドイツ人民に対しその平和的工業を再建し、農業生産の向上を可能にする。……我々の労働は厳しいものとなろう。しかしそれはもはや否定と死へ貢献するものではなく、再建と生に仕えるものとなろう。我々は道を明るい未来にみい出すだろう。民主的原则にもとづく自治、反ファッショ・民主主義政党および自由な労働組合のドイツ全域における承認、集会・講演・出版・宗教の自由は、自由なドイツの政治的建設を可能にする。」

「わが人民の全エネルギーがより強く解放されればされるほど、その成果はより早くより継続的に達せられるだろう。そのための保証は、全ての反ファッショ民主主義諸勢力のかたい団結である。我々は、我々人民とドイツの幸福な未来の形成のために、決定的な協力をここに訴える。」

ベルリン会議のさなか、7月30日にアメリカ・イギリス・ソ連・フランスの4カ国による連合国統制協議会 (Allierte Kontrollrat, AKR) がベルリンに設置された。AKRはポツダム協定にもとづき、ドイツ全域に共通する問題の基本方針を作定した。東西ドイツの分裂が決定的となる1948年までに、AKRは3つの宣言 (Proklamation)、4つの命令 (Befehl)、61の法律 (Gesetz)、57の指令 (Direktive) を出している。それらは、軍国主義の残滓の粛清 (命令第1号、法律第8号、1945)、ナチズムの残滓の粛清 (法律第1号、第2号、1945)、I. G-Farben 会社の解散 (法律第9号、1945)、司法制度の民主的改革 (法律第4号、1945)、ナチス犯罪人、戦争犯罪人の処罰・非ナチ化 (法律第10号、指令第24、38号、1945、1946)、その他経営協議会、労働組合、労働裁判所、経済問題 (労働時間、賃金、価格、税金) などにわたっており、これらは東ドイツ地区においてはその反ファッショ民主主義的変革の基本方針として機能したが、西側では形式的にしか実施されなかった³⁰⁾。

6. 1945年12月20、21日、SPDおよびKPDの中央委員会は、合同会議を開いた³¹⁾。会議は、従来の両党間の共同活動について総括し、両労働者党の統一問題について政策上、組織上の準備をする課題を検討した。その結果、両党より各4人の代表を出し、統一党の目的、原則、規約を作成する委員会が設置された。その後、州・邦単位でも合同役員委員会があいついで開かれ、統一問題はここに大きく前進した。1946年1月23日には、両党の中央委員会は公開の書簡を発し、共同の党員会議を設定することを下部組織に訴えた。ついで2月9日には、両党共同の機関誌である „Einheit“ の創刊号が刊行された。2月9~11日のFDGB第1回大会も、その決議で統一労働者党の結成を要請した³²⁾。2月26日の両党中央委員会の第2回合同会議は、ドイツ社会主義統一党 (SED) の原則・目的・規約についての原案を採択し、下部討議に付し、統一大会を4月21、22日に開くことを予定した³³⁾。3月2、3日のKPD第1回全国会議は、全ドイツ地区より400人の代議員が参加し、SPDとの統一を可能な地区ではただちに始めることを決めた³⁴⁾。3月9日より月末にかけて各郡 (Kreis) 単位で開催された両労働者党の代議員会議は、郡の党組織の統一を決議し、両党の統一は下から実現していった。このような統一への動きは西ドイツ地区においても、ルール地方、ライン川中・下流地域、バイエルンなどを中心

にすすんだ³⁵⁾。SPD 右派はシューマッヘルを中心に統一を阻止すべくベルリンに攻撃を集中した。ベルリンの SPD 内部の分裂フラクションは規約を無視し、統一を阻止すべく全員投票を強行した(3月31日)。それは、KPD との即時の統一を支持するか、それとも KPD との同盟関係を維持するか、というあいまいな設問であったが、66,246 人のベルリン SPD メンバー(うち西ベルリンの党員 39,716 人)のうちこの投票に参加したのは 23,019 人であり、全メンバーの三分の一強にすぎなかった。投票者のうち 19,529 人は、即時の統一には反対したが、しかしそのうち 14,663 人は KPD との密接な同盟を維持すべきであり兄弟党間の争いをすべきでないとした。結局、統一ないし同盟³⁶⁾に反対したのは残りの 5,568 人(全体の 8%)のみであり、この分裂主義的策謀は失敗した³⁶⁾。4月6日、ベルリンの SPD 組織は、これら SPD 内の統一反対者によるツェーレンドルフでの西ベルリン「党大会」の強行により分裂した。アメリカ軍政府副司令官クレイ將軍は、4月4日に「ベルリンのアメリカ占領当局は (SPD) 中央委員会をベルリン SPD 指導部として認めようとは決して考えない」と言明し、公然とベルリン SPD 組織の分裂を支援したし、ベルリン SPD の分裂主義的指導者 Klingelhöfer は、4月11日、„Tagesspiegel“ 誌に、「1946 年 4 月 7 日以来、ベルリンは橋頭堡となった」と述べている³⁷⁾。

しかし、以上のような SPD 内の右派指導部の動きにも拘らず、東ドイツ地区での両労働者党の統一はすすんだ。すでに市町村郡段階での組織的統一はすすんでおり、4月7日にはザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、ブランデンブルク、メクレンブルクの州、邦段階では統一党大会が実施され、4月14日にはベルリンでも統一大会が開かれた。そして 4月19日には、KPD 第 15 回大会および SPD 第 40 回大会が開催され、それぞれ両党の統一を決議し、4月21、22日には統一大会が開かれ、ここにドイツ社会主義統一党 (SED) が創設された。大会には、西地区代表 233 人を含め 1,055 人の代議員が参加し、その内訳は SPD 53%、KPD 47% となっている(党員 1,298,415 人)³⁸⁾。大会は、決議「ドイツ社会主義統一党の原則と目的」、規約、「ドイツ人民への宣言」を採択し³⁹⁾、SED 議長に O. グローテヴォールと W. ビークを選出した。大会決議には次のように記されている。

「12 年間のファシスト独裁、6 年間のヒトラー戦争は、ドイツ人民をその歴史上もっとも恐るべき経済的・政治的・道徳的破滅に陥れた。ドイツは、廢墟の野に化した。ヒトラーファシズムは、金融資本の最も野蛮な反動的、帝国主義的部分の支配の道具であった。労働者の分裂により、ファシズムは権力を掌握した。恐るべきテロルによりそれはすべての民主的権利、自由を否定し、ドイツを軍事的牢獄と化した。」

「この破滅からの出口はどこにあるか? 軍国主義帝国主義の権力・戦争政策は、ドイツをして 2 度も最大の民族的不幸におとし入れた。平和の確保、ドイツ経済の再建、統一ドイツの建設は、ヒトラーファシズムの残滓を残らず壊滅し、軍国主義と帝国主義を肅清することを必要としている。二度とふたたび反動の支配を許してはいけない! そのためには、労働運動の統一と全ての反ファシズム的政党的ブロックとが最も重要な前提条件となる。」

「過去のきびしい経験は次のことを教えている。すなわち、労働者階級は、自らの戦列の分裂を克服し、ドイツ社会主義統一党を創出し、すべての勤労人民を自己のまわりに結集しえたときのみ、彼らは新しい自由な不可分のドイツ共和国の建設に指導を発揮しうるのである。政治的・経済的・文化的・精神的諸関係を変革する第 1 歩を踏み出すことができるし、又社会主義の建設にむけて歩み出すこととなる。したがって、SPD と KPD との統一は、もはや延ばすことのできない現在の至上命令である。」

このあとに大会決議は、14 項目にわたる「当面の要求」をかかげている。その概要を示す

と、(1) すべての戦争犯罪人の処罰、立法、行政上でのヒトラー体制の残滓の除去、すべての公務員・経済的指導者からのファシスト・反動の追放、(2) 資本主義的独占の除去、(3) 大土地所有者の奪権と民主的土地改革の実施、(4) 民主的選挙による自治行政機関の創出、自治体公務員・教師・裁判官・企業管理者として有能な勤労者を体系的に養成すること、(5) すべての公企業、地下資源、鉱山、銀行、保険企業を、市町村、州・邦ないし全ドイツ政府へ移管すること、経済会議所 (Wirtschaftskammer) の運営における労働組合、協同組合の同権による協働の保障、(6) 経済計画にもとづく経済の再建、工業・手工業における生活必需品の生産の計画的助成、(7) 民主的租税改革、(8) 民主的人権の確保、表現の自由 (反動的策謀から民主的国家の安全を守る範囲で)、宗教・信条の自由、法の前の平等、公的生活での婦人の同権、(9) 団結権、ストライキ権の保障、経営協議会の承認とすべての経営・生産問題についての同権の協働権の保障、(10) 8時間労働日、労働保護制度、統一的社会保障制度、母子青少年保護制度の設置、(11) 全陶冶・訓育制度の民主的改革、統一学校の創設、進歩的民主主義・諸民族友好・真のヒューマンイズムの精神による青少年の訓育、才能・能力に応じた陶冶への権利の保障、国家・学校と社会との分離、文学・芸術・科学の助成、(12) 反ファッショ・議会主義的・民主的共和国としての統一ドイツの創設、反ファッショ・民主主義政党による中央政府の設置、(13) 賠償義務の承認、(14) 人種憎悪、他民族憎悪に対する闘争、他国民との平和的共存。

1935年のKPDブリュッセル会議で提起され、1939年のベルン会議で発展されたKPDとSPDとの統一問題は、ここに実現した。労働者階級はそれを代表する単一の政党をもたないと社会主義革命はもちろん、反ファッショ民主主義革命をすら実現しえない、とするファシズム下で形成されたKPDの綱領路線はここに実現した。統一を可能にした歴史的條件は、反ファシズム・民主主義・反帝国主義という三つの社会変革の基本原則であり、それにもとづいて形成された上記の14の闘争目的であった。「決議」のなかの「社会主義をめざす闘い」をも含めて、ここに東ドイツにおける反ファッショ・民主主義革命の基本路線は、労働者階級の共通の基本路線となった。

7. 以上、東ドイツ地区における教育改革を検討するに当たってのいくつかの基本的前提事項についてみてきた。AKR, SMADなどの占領機構の設置、地域単位から始った自治体変革、政党活動の自由の保障ならびにそのもとで形成された4党の反ファッショ・民主主義ブロック、労働組合活動の統一とFDGBの創設、反ファッショ・民主主義ブロックにもとづく州・邦行政府およびドイツ中央管理局の設置、東ドイツ地区における反ファッショ・民主主義的社会変革を国際法的にも正当化したポツダム協定、およびここでは触れなかったところの民主的土地改革ならびに独占諸企業等の自治体移管の開始、などは、それとして反ファッショ・民主主義的教育改革の基本的前提条件をなすものである。なかんずく反ファッショ・民主主義的統一戦線の結成と反ファッショ・民主主義ブロックによる国家権力 (地方権力) の形成とは、日本の戦後教育改革とは異なるところの東ドイツ独自の決定的前提条件を意味している。同時に重要なことは、これらの前提条件のなかですすめられた社会変革が、その当初からブルジョア民主主義革命の徹底的遂行という基本戦略のもとに推進されたということである。もちろんソヴェト占領軍の駐留という条件は、この社会変革にとり有利な条件であったことはいうまでもない。しかし、そのもとで展開された社会変革の基本路線はKPDを中心にドイツ人民がつくり上げたものであり、少なくともこの点では日本の戦後改革の主体的条件とは大きな差をみせている。

- 1) Walter Ulbricht: Zur Geschichte der neuesten Zeit. Bd. I, 1. Halbband, Dietz Verlag, Berlin 1955, S. 82 f.
- 2) Vgl. ebenda, S. 81 f.
- 3) Uhlig, G.: Der Beginn der antifaschistisch-demokratischen Schulreform 1945-1946. Akademie Verlag, Berlin 1965, S. 52.
- 4) Deutsche Geschichte in Daten. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften, Berlin 1967, S. 822.
Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 108.
- 5) Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Reihe III, Bd. 1, Dietz Verlag, Berlin 1959, S. 12.
- 6) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 823.
- 7) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 14.
- 8) Ebenda, S. 28.
- 9) Ebenda, S. 35.
- 10) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 823.
- 11) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 41 f.
- 12) Ebenda, S. 60.
- 13) Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 129 ff.
- 14) Vgl. ebenda. S. 447.
- 15) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 32.
- 16) Vgl. Ulbricht, G.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 148.
- 17) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 828.
- 18) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 486.
- 19) Ebenda, S. 94 ff.
- 20) Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 164-175.
- 21) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 50.
- 22) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 824.
- 23) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 80.
- 24) Ebenda, S. 217.
- 25) Das Potsdamer Abkommen. Staatsverlag der DDR, Berlin 1979, S. 215 ff.
- 26) Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 202.
- 27) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 824.
- 28) Ebenda, S. 825.
- 29) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 90.
- 30) Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 825.
Vgl. Das Potsdamer Abkommen. A. a. O. S. 247 ff.
- 31) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 346 ff.
- 32) Ebenda, S. 494.
- 33) Ebenda, S. 517 f.
- 34) Ebenda, S. 525.
- 35) Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 308.
- 36) Vgl. ebenda, S. 309.
Vgl. Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 830.
- 37) Vgl. Ulbricht, W.: Zur Geschichte ... A. a. O., S. 310.
- 38) Vgl. Deutsche Geschichte in Daten. A. a. O., S. 831.
- 39) Dokumente und Materialien ... A. a. O., S. 623 ff.

第2節 反ファッショ・民主主義的教育改革のはじまり

1. ソヴェト軍政府 (SMAD) 命令第 40 号と国民教育中央管理局 (ZVFV) の施行令

東ドイツ地区の戦後教育改革を規定した基本方針は、ポツダム協定とソヴェト軍政府 (SMAD) の命令第 40 号である。既述したようにポツダム協定の教育条項は、「ドイツの教育制度は、ナチスの・軍国主義的教義が完全に追放され、民主主義的理念の効果的発展が可能になるように監視されねばならない」と述べている。SMAD はこれをうけて、ポツダム協定の施行命令に相当する命令第 40 号を公布した (1945. 8. 25)。この命令は、国民教育ドイツ中央管理局 (ZVFV)、各州邦政府長官 (Präsident), Kreis (郡) の郡長 (Landrat), および市長 (Bürgermeister) などにあてたもので、次の項目の内容に及んでいる¹⁾。

- a) 授業および訓育を、ナチズム・軍国主義・人種理論ならびに他の反動的理論から完全に解放し、軍国主義的準備を理論的にも実践的にもせんとするあらゆる要素から解放するための措置をとること。
- b) 国民学校、上級学校 (Oberschule, Aufbauschule, Gymnasium), 専門・高等専門学校の授業を 9 月 1 日より開始すること。
- c) すべての私学を、州・邦・郡・県・市などの公立学校とし、地方当局の権限下におくこと。普通ないし専門の私立学校は禁止する。
- d) 9 月 15 日までに学校の教授計画 (Lehrplan) を作成し、ZVFV を通して SMAD の同意を得ること。
- e) ファシズム体制下の教科書はその使用を禁止する。また校長、教師の責任においてこれらの教科書を生徒から回収すること。
- f) 教科書の作成を準備すること、その際 1933 年以前の教科書が利用されるべきこと。これらの教科書については SMAD の同意を得ること (国民学校は 9 月 10 日まで、オーベルシュールは 10 月 1 日までに)。
- g) 1933 年以前に刊行された学校図書の中から推せん目録を作成し、9 月 15 日までに SMAD の同意を得ること。
- h) 以前教職についていたすべての教師を把握し、その中からファシスト組織に積極的に参加していなかった教師で、かつ子どもの授業において民主的原则にもとづき、ナチズム・人種理論・軍国主義を払拭できる能力をもつ教師を任用すること。
- i) 民主主義的・反ファッショ的な知識人の中から、臨時の養成をうけ国民学校・上級学校で働くことを欲しているものを採用すること。

この命令は内容的には、1945 年 2 月の KPD 政治局作成の教育改革の緊急措置、6 月 11 日の KPD 「呼びかけ」、6 月 11 日のベルリン参事会「学校制度の再開に関する暫定方針」²⁾、8 月 22 日のベルリン反ファッショ・民主主義ブロックの緊急プログラムの教育条項³⁾などとほとんど同一のものである。このことは、SMAD の占領政策がポツダム協定の遵守とドイツ国民の自決権の尊重を前提条件としていることのひとつの証左である。

同時に命令は、以上の課題のうち、教師の人事、学校管理機関の長の人事、教師の養成、再教育については州・邦・郡単位のソヴェト軍司令官の監督・承認事項とし、教授計画、授業時間表、教科書、教材、教員養成講習会の内容等については SMAD 教育課の監督・承認事項とした。ここからもわかるように、主として教育関係人事については邦・州単位のソヴェト軍政府が担当し、教育目的・内容については中央の SMAD が統一的に担当することとなった。

つづいて 9 月 20 日、ZVFV はこの命令 40 号を具体化すべく「学校再開についてのソヴェト軍政府最高司令官の命令に関する国民教育ドイツ中央管理局の施行令」および付属文書「教

授計画の作成方針」を公布した⁴⁾。この施行令は、各州・邦の具体的改革措置の基準となるもので、それ自体としてただちに拘束力をもつものではなく、一般原則を定めたものであった。

「施行令」に規定された内容は次のとおりである。(1) 授業の開始を10月1日とする。(2) 学校形態は原則として従前のそれを変更しない、(3) 学校での宗教授業は禁止する、(4) 教授プランは暫定的なものとし移行計画とする、(5) 国民学校につぎの新しい科目を入れる。外国語(第5学年よりロシア語、英語、フランス語のいずれかひとつ)、代数・幾何(第7、8学年)、物理(第6学年)、なお第8学年には外国語、数学、物理の選択補充科目を入れる。(6) 国民学校に第9学年を導入する、(7) 陶冶レベルは1933年以前のレベルを目標とする。教授プランの作成にあたっては1933年以前のそれを利用してもよい。ただし、ナチズム・軍国主義・帝国主義的傾向のものは除外する。(8) 歴史科は、実施条件がととのうまで他の科目でふりかえる。開始予定として一応12月1日をめざす。(9) 上級学校(オーベルシューレ、ギムナジウム、アウフバウシューレ)ではロシア語を必修科目とする。(10) 邦・州作成の教授プランは10月1日までにZVFVに提出する。(11) 廃棄処分为学校図書目録、および1933年以前の学校図書で使用予定の図書目録についてはZVFVに提出する。(12) 教師の解任・採用状況を10月15日までに報告すること、再任用のばあいはその理由を付すこと、NSDAP(国家社会主義労働党)のメンバーで再任用されるものの数を報告すること、(13) 教師に対する政治的陶冶(ナチズム・帝国主義・軍国主義の克服)の実施計画をたて、その方針、結果を10月15日までに報告すること、(14) 臨時助教師(Schulhelfer)の任用に当っては、民主的傾向、態度、教育能力、一般陶冶の保有状況を基準とし、自己陶冶の自覚的意思のあるものも適格者とする。(15) 教員養成は正規の養成課程と同等レベルのものとする、(16) 教員の任用に当り、州邦行政機関は区域内の需要数、臨時助教師の養成数、養成結果、養成計画をZVFVに報告すること。

以上の三つの基本文書(ポ協定、命令第40号、施行令)は、学校再開を目前としたこの期の教育政策を示す基本資料である。それらは主要には、教育目的・内容、教員問題、学校制度を中心に定めてあり、東ドイツの戦後改革がこの分野を中心に開始されたことを示している。以下、これら三つの基本資料を中心にその特徴をみることにしたい。

1. 教育の目的規定についていえば、上述のポ協定および命令40号のほか、施行令にはつぎのように定められている。「学校は、他民族に対する尊敬と平和的協力の精神で青少年を教育し、彼らのなかにいつの日か自由で平和的諸民族の共同体のなかで価値ある場所をしめるところの新しい民主的ドイツの共同形成者およびその自覚的にない手となる意思を覚醒させる、という任務をもつ。」命令40号の(a)の目的規定は、ファシズム・軍国主義というドイツ人を支配している否定的精神状況の克服を意図したものであり、施行令のそれは人間形成の新しい価値を確認した目的規定となっており、それぞれがポツダム協定の教育条項に対応している。この目的規定からは、SPDの「呼びかけ」(1945. 6. 15)にあった社会主義的訓育は消え逆にCDU, LDPDなどを含めた反ファシズム・民主主義的政党ブロックの結成コミュニケにある「ナチスイデオロギーの害毒ならびにすべての帝国主義的・軍国主義的思考との闘争」「すべての諸国民との相互尊重にもとづく関係の形成と信頼の再建」などの課題意識との共通性が全面的に出ている。戦後改革は、これら教育目的規定における国民的統一の実現から出発した。

2. 教育目的の実現は、それに対応する教育内容・教師集団の形成を必要とする。両者は密接な相互関係、相互規定性をもっており、かつその時点での教育関係諸科学の水準ならびに教師の教育意識・教育力の水準に規定される。これらの水準を無視したところからは教育改革は出

発し得ない。この視点からさきの命令 40 号および施行令をみると、いくつか特徴的な事実を指摘できる。

まず気づくことは、1933 年以前のワイマール共和制期の教育が否定の対象とされていない、ということである。ファシスト独裁期のそれが全面的に否定されていることは当然であるが、ワイマール期に関してはそうではない。この期の教授プランは利用可能とされているし、戦後改革の陶冶レベルの到達水準はワイマール期のそれを目標としている。教科書、学校図書なども特定のものを除いては使用してもよいとされている。このような措置は、かつての KPD や NKFD (自由ドイツ国民委員会) の戦後改革構想からは予想できないものであった。そこではワイマール期の教育は否定されていた。それではなぜこのような事態となったのか。結論的にいえば、1945 年のこの期には、ワイマール期の教育実践・教育学を克服するところの実践的・理論的成果をドイツの教師はもちあわせていなかった、ということであり、ワイマール期の改革教育学がもっている一定の進歩性(教育と生活の結合など)に依拠するところからしかこの期の教育は出発せざるを得なかった、ということである。そしてそれ以上に無視し得ないのは、戦後教育改革に当たった教師のほとんどが、改革教育学の影響を受けており、それにかわる実践的展望をもっていなかった、という事実である。ファシスト教師を追放したあとに採用された「新教師」はいまだ充分な教育学的訓練をうけておらず、熟練教師のほとんどが反ファシストであっても、教育学的にはワイマール期の進歩的教育学による訓練しかうけていないことを考慮するならば、戦後教育改革の出発はワイマール期の教育の全面否定からは不可能であったし、かつまた実践的にはそれ以外の道は非現実的であった。改革教育学との本格的論争を展開するためには、更に反ファシズム・民主主義的教育実践の蓄積を必要としたのであり、それは 1948、49 年時点ではじめて可能となったのである。

3. 第 3 に注目すべきは、「施行令」に示されているように、歴史授業の再開が遅れている、という点に関してである。歴史授業が開始されたのは、この施行令が定めている予定期日より更におくれ、1946 年 9 月以降であり、ベルリンでは 1948 年 9 月であった。反ファシズム・反帝国主義・民主主義を基本的教育目標とするこの期においては、歴史授業はそのための主要科目のひとつである。また、すでに国民委員会自由ドイツが 1944 年に「ドイツ史の授業方針」を作成していた事実を考慮するとき、歴史授業の再開の遅れは奇異な現象といえる。歴史科担当教師の養成が始ったのは 1946 年に入ってからであるということ、大学の歴史学研究者が歴史授業に関与しだしたのが 1946 年 5 月(ZVFV の提唱で)であったという事実などは、歴史授業の遅れの直接的要因であった⁵⁾。しかし、これ以外にも歴史授業を含め青少年の政治的訓育に対する阻害要因が存した。そのひとつは、教育は非政治的であり、かつ自治的でなければならないとするワイマール期の学校観である。学校と政治の分離の思想が実際にはワイマール期において学校と労働者階級の分離をのみ意味していたという事実認識が、この期にまだ十分ではなかった。このことが青少年の政治的訓育(反ファッショ民主的訓育)への教師のとりくみを遅らせた理由のひとつであった。更に又、もうひとつの阻害要因がみられた。それは、反ファシズム・反帝国主義・民主主義という教育目的において教師が自覚的であっても、それを実現する方法上の展望をみい出すことが困難であった、ということである。反ファッショ民主主義の原則に立つ陶冶・訓育実践の歴史的蓄積をドイツ教師はほとんどもっていなかったし、又それに必要とする政治的・歴史的知識をも有していなかった。反ファッショ・民主主義的教育改革がもつ教育目的が教師にとり意識的目的に転化するためには、戦後改革の社会的諸過程

に対する教師の現実認識の深化が必要であったし、目的実現のための教育方法上の手段の開発が進まなければならなかった。それは時間と経験の蓄積を必要とし、学校再開というこの時点では、その条件はいまだ不十分であり、1946/47 学年度を待たねばならなかったのである。歴史授業の再開の遅れの背景にはこのような事態が存したのであり、かつ戦後教育改革はここから出発せざるを得なかったのである。

4. つぎに教育内容・教育課程の管理（教育課程行政）についてみる。命令および施行令からいえることは、教授プラン（日本の学習指導要領の如きもので、各教科目の目標、内容の配列などを定めたもの）の作成は各州・邦の教育行政機関の権限となっており、それを ZVFFV をとおして SMAD に提示し、同意を得るということになっている。この点で 1946/47 学年度以降のように ZVFFV が基準を作成し、各州・邦がそれにしたがうという形態とは異なる。施行令のなかには教科別の教授プランの作成視点は記されているが、それはきわめて一般的なものであり、又、各州・邦で作成する教授プランも暫定プランという位置づけであり、かつワイマール期のものを参考にすることとされ、同時に教授プランは、学校・地域などの「多様な関係に適用する可能性を開いておくこと」（施行令 7）という規定にみられるように、全体としての拘束性は弱い。つまり、最初の学年度においては、中央の教授プランはなく、各州・邦のそれは多様であり、かつその適用においても多様性を認めているし、教材の選択においてもひろい可能性が許されているのである。新しい教科書もなく、教材の選択における地域的格差の多い状況ではこの措置はやむを得ないといえるが、同時に、新しい教授プランを作成する過程の中で、このように多様な実践を保障することは必然でもあった。実践の多様性を保障することと、より質の高い教授プランを作成するということの間の有機的な相互交換が、すでにこの期に始まっているといっていよい。

5. 第 5 に、この施行令の特徴としてあげうるのは、国民学校の陶冶レベルの向上に配慮している点である。施行令は、学校制度の改編には手をつけていないが、国民学校と他の中等学校との間の伝統的な格差の是正に着手している。外国語の導入（第 5 学年）、代数・幾何（第 7、8 学年）、物理（第 8 学年）の導入などは、国民学校とミッテルシューレとの間の格差を是正し、統一学校制度に一步前進させた措置である。また第 8 学年に選択科目として、第 2 外国語、数学・物理の付加授業を開設したのも、国民学校の生徒の上級学校への進学を可能にした措置であった。統一学校への第 1 歩がすでに始まっていることに注目したい。

6. 第 6 に指摘できるのは、宗教授業の禁止である。施行令と同時期（1945. 9）に ZVFFV により作成された学校の教科別授業時間の配当表（Studentenafel）は、「宗教の授業は宗教団体の事項である。それは義務ではなく、授業のない時間に宗教団体により行われる」と書いている⁶⁾。この措置は、従来のドイツの教育が、宗派の相違、宗教上の対立により分裂していた事実を考慮するとき、明らかに前進を意味した。SPD の教育政策家 M. Kreuziger は、「信仰上、世界観上のグループにしたがって学校をわけるとは、反ファッショ諸政党の共同の戦線、および国民の民主的統一を危くすることになる」と述べているが⁷⁾、かかる意味においてもこの措置は適切であった。1848 年のドイツ市民革命の始り以降一貫して課題とされてきた教会と学校との分離は、ここに至ってはじめて実現しえたのである。

7. ポツダム協定、命令 40 号、施行令がもっとも重視したのはファシスト教師の追放である。反ファッショ・民主的教育改革にとって、ファシスト教師の追放はその中心をなす課題であった。この点で東ドイツの戦後改革は、日本や西ドイツのそれに比して徹底しており、著しい特

徴となっている。この問題については、第2節で述べる。

- 1) Richtlinien der Deutschen Verwaltung für Volksbildung in der sowjetischen Besatzungszone Deutschlands für das Schulwesen. Volk und Wissen Verlags GmbH, Berlin/Leipzig 1948, S. 7 ff.
- 2) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1970, S. 176 ff.
- 3) Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Reihe III, Bd. 1, Dietz Verlag, Berlin 1959, S. 115 f.
- 4) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 183 ff.
- 5) Gottfried Uhlig: Der Beginn der antifaschistisch-demokratischen Schulreform 1945-1946. Akademie-Verlag, Berlin 1965, S. 94.
- 6) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 188.
- 7) Demokratische Schulreform. S. 23. (1945年11月4日のKPD, SPDの民主的教育改革に関する合同演説会の報告) G. ウーリッヒの前掲書 99 ページ参照。

2. ファシスト教師の追放と「新教師」の養成

ファシスト教師の追放と新しい教師の補充・養成の問題は、反ファッショ・民主主義教育改革の成否の鍵をにぎる本質的問題である。東ドイツ地区の戦後教育改革はこの点で西側地区とは極立った違いをみせている。

戦後教育改革は、ファシスト教師の追放とともに始ったといってよい。1944年のKPDの「戦闘的民主主義ブロックの行動綱領」、プッヘンヴァルト強制収容所内で作成された「学校政策上の緊急措置」(1944. 8)、1945年4月のKPD政治局の「赤軍により占領されたドイツ地区におけるドイツ反ファシストの活動方針」、NKFDの結成宣言(1943. 7)などのいずれの文書も、教師・学校管理諸機関のなかからのファシストの追放を要求している。

この課題は解放後ただちに開始された。関連規程の制定でみるとベルリンが早く、1945年6月11日のベルリン学校課の「学校制度の再開に関する暫定方針」では、「ナチス党, SS, SA, NSKK, 婦人同盟などの積極的メンバーは、すべてただちに学校活動から排斥される」、「同様に特にナチズム・軍国主義精神でぬきんでた発言をし、文書を出し、行動した教師にもこのことは適用される」と定められている。

反ファッショ・民主主義ブロックの4党の「呼びかけ」、結成コミュニケ、4カ国最高司令官の戦後最初の会議(6月5日)の宣言なども、すでにみたように非ナチ化では一致している。ポツダム協定(8月2日)は、「名目以上のすべてのナチス党員、連合国の目的に敵対するすべての人々を公共的・半公共的職務および重要私企業の責任的地位から免職し、……」と定めているし、4カ国の連合国管理委員会(AKR)の指令第24号(1946. 1. 12)は、ポ協定のこの規程をうけて、免職対象者の判断基準ならびに適用される職務・地位の範囲を指示した¹⁾。SMAD命令第40号もすでにみたように教師の審査を行いファシスト教師以外の教師のみを再任用することを命じた。

ところでAKR指令第24号に示された公職追放の基準・範囲はどのようなものか。それは、追放対象者として「積極的に、ないし名目以上に国家社会主義党に所属していた人間」、「連合国の努力に敵対するところの人間」をあげており、つぎの4類型を予定している。(1) 職務上あるいは他の方法で、党の地方ないし全国組織の中で積極的に活動していたもの、或いは党に付属しているか、軍国主義的教養を助長している組織の中での積極的活動家、(2) ナチス

の犯罪、人種犯罪あるいは正義に反する行動を是認し、或いはこのような活動にすすんで参加した人、(3) ナチズム・軍国主義教義・人種教義を公然と支持していた人、(4) 自由意思で、NSDAP およびその指導者、高官に対し、道徳的、物質的、政治的に何らかの方法で援助したもの。また「公共的職務」は、国家・地方公務員のすべてを含み、「半公共的職務」ないし「重要私企業の責任的地位」にあるものについては「私人ないし宗教団体によりなされる教育の分野では、教授者のみならず当該施設の管理組織のすべてにも含まれる」とされ、教育関係者は公・私を問わず公職追放の対象とされた。以上の AKR の指令内容からしても、教師の追放は広範にわたることが予想された。

1945 年 5 月、東ドイツ地区の普通学校には 39,348 人の教師がおり、そのうち 28,179 人がファシスト党の所属者であり、残りの 11,169 人のなかには SA、HJ のメンバーが多数含まれていた。これらファシスト教師の多くは 1945. 10. 1 の授業再開までに追放されたが、1946. 1. 1 の時点では、なお名目黨員が 8,037 人残っていた。したがって、1945 年中に 2 万人の教師の欠員が生じたことになり、それ以外の教師に対する需要も含め（移住者の急増など）国民学校、Mittelschule Sonderschule においては 4 万人の新たな教師を必要とした²⁾。

ファシスト教師の追放は、州・邦によってかなりの相違をみせている。ザクセン州においては 10 月 1 日にはなお 5,500 人のナチス黨員が残っていたが、11 月 1 日の州政府命令により 11 月 31 日までにファシスト教師はすべて追放された。ベルリン、メクレンブルクにおいても事態は同じように推移しこの地区での追放はほぼ 1945 年内に終わった³⁾。ブランデンブルクにおいては、邦政府は当初 7,000 人の教師のうち三分の一がファシストであると認めていたが、追放該当者を減らすことにより 1946. 12. 31 にはなお 898 人のかつてのナチス黨員が教職についていた。同様の傾向はテューリンゲン、ザクセン・アンハルトにもみられ、そこでは追放対象者が指導的地位にある者にのみ限定された結果、1946 年 1 月 1 日には、それぞれ 2,589 人、4,075 人のナチス黨員が残っていたし、ザクセン・アンハルトでは 1946 年末になってもなお 3,810 人が残った。テューリンゲンおよびザクセン・アンハルトのこのような遅れは、両地区が 1945 年 7 月までアメリカ軍により占領されており、古い行政機関が残り、非ナチ化のサボタージュが強かったことに帰因する。両地区の行政機関のナチス追放が終ったのは 1946 年 1 月であり、ファシスト教師の追放が完了したのは 1948 年であった⁴⁾。

既述したように、ファシスト教師の追放は 2 万人以上の教師の欠員を一時的に生み出し、普通陶冶学校のみで 4 万人の教師を新たに必要とした。当時教師の平均年齢は 52.5 歳であり、22.7% は 60 歳以上であり、高年齢化がすすんでいた⁵⁾。45 年 10 月 1 日からの授業の再開を目前に教師の補充は最も緊急な課題となっており、しかもポツダム協定にいうように補充教師は反ファシズム・民主主義的ドイツの建設に積極的に参加しうる教師でなければならなかった。しかし優れた反ファシストは他の活動領域でも必要とされていたのであり、この層からの補充には限界があった。大学、ギムナジウム卒業者は数に制限があり、かつこの層には特にファシストが多かった。結局、学歴水準は低いドイツの民主的変革に最も理解を示し得るところの労働者層から新しい教師を補充する方針がとられた。ZVFV の施行令は、「(教師として) 獲得される者が、精神的に自覚しており、かつ自己陶冶を自立的に発展させようとする限り、国民学校卒業者であっても十分である」とした。かくして、新しい教師は、労働者層を中心に、自覚的反ファシスト層から非ファシスト層までを含め、学歴は低くとも教師としての自己陶冶に自覚的である層から獲得されることとなった。

教員の補充を最初に実施したのはベルリンであった。ベルリンでは他地区より早く6~7月には授業が開始された。市参事会の学校管理機関は、事前の養成なしに2,000人におよぶ助教師 (Schulhelfer, Laienlehrer) を採用し、学校の再開を実現した。彼らは、正規の授業担当の半分を担当し、残りの時間は熟練教師の授業を参観したり、週1日の研修会に参加した。他地区においては、10月1日の学校開始以前に1~2カ月の短期講習会を実施し助教師を養成した (1946年はじめまでにはザクセン7,349人、ブランデンブルク2,039人、メクレンブルク1,500人、ザクセン・アンハルト417人、テューリングゲン333人⁶⁾)。かくして1945/46学年度には15,000人の助教師が授業を実施し、最低限の授業の再開条件がつくり出された。

しかし以上の措置は臨時的なものであり、なお2万人の教師が不足していた。ZVFFVはSMADと協議し、1945. 12. 6にSMAD命令第162号を公布し、8カ月の教員養成講習会を開催することを決めた (ザクセン9,000人、ザクセン・アンハルト9,000人、テューリングゲン4,500人、ブランデンブルク3,000人、メクレンブルク2,500人、ベルリン1,200人、合計28,000人⁷⁾)。SMAD、民主主義ブロック4政党、FDGB、各州・邦行政府などの強力な指導と援助で、8カ月講習に2.4万人 (内女性11,279人)、2カ月講習に3,340人 (ザクセン) の参加者を獲得することができた⁸⁾。参加者は、その76%が30歳以下で、国民学校卒業生54%、中等学校卒業生32%、高等教育機関卒業生14%となっており、労働者出身55%、農民5.4%となっている (93カ所で開催)。カリキュラムは、14教科目、1,152時間 (講義800時間、実習352時間、週当たり36時間) で、一般教育科目 (時事問題、ドイツ史、ドイツ語、文学、地理、生物、数学) は544時間、教育学 (心理学、教育学、一般教育方法論、教育労働組織論、ドイツ語教育法、算数、幾何教育法、理科教育法、歴史・地理教育法、工芸・図画、試験) は608時間となっており⁹⁾、本格的な教員養成課程となっている。このカリキュラムに必要な教授プランは、ZVFFVが教育学者、教師と共同して作成した。その内容は改革教育学の影響をもつもので (講師の67%は20年以上の教職歴をもつ)、マルクス主義教育学を基礎とするものではなかった。講師の党派別構成は、SED54%、CDU9%、LDPD9%となっており、50%が大学卒業生で占められているが、必ずしも有能な講師のみを集めたわけではない¹⁰⁾。

講習会参加者のうち修了生は75~80%で高い率ではないが、修了生の政治的自覚は向上した。ブランデンブルクの場合、民主主義ブロック政党への加入率は、入学時の25.6%より60%へ、またザクセン州においても修了時には69%が政治的に組織されている¹¹⁾。これらの数字はファシスト教師の追放と民主主義的教師によるその補充という協定に示された基本政策の忠実な履行の証左といえる。8カ月講習を修了した教師は、1946学年度の開始 (1946. 10. 1) と同時に教職につき、欠けていた4万人の教師の補充は、完了した。彼らは、「新教師」 (Neulehrer) と呼ばれ、以降反ファッショ・民主主義的学校改革の有力な手として成長していくこととなった。反ファッショ・民主主義的教育改革の中心的課題はかくして実現した。

なおここで、この期 (1945~1946. 6) の教員組合の状況についてみておくこととしたい。ワイマル期の教師は、教員組合への加入という点からみても学校制度と同様に分裂状態にあった。国民学校教師の多くは、ドイツ教員連盟 (Deutscher Lehrerverein) に加入していた。しかしそれ以外にも宗派別の教員連盟 (Lehrerverband) があり、また上級学校教師はより反動的なドイツ言語学者連盟 (Deutscher Philologenverein) を結成していた。これらの教員連盟は、労働者との結合は弱く、したがってまたファシズムとの反対闘争を組織しえなかった

ことはいうまでもない。

1945年のドイツの解放は、ドイツ教師の組織化をただちに助長したわけではない。6割近い教師の追放後、残りの教師がすべて反ファシストであったわけではない。むしろその多くは非ファシストでありワイマル期¹⁾の教員連盟の影響を強く受けていた。新しく入ってきた助教師は反ファッショ・民主主義改革の支持者ではあっても有能な教師であったわけではない。このような状況のなかで教員組合の結成が遅れたとしてもそれはやむを得ないことであった。

1945年8月21日、反ファッショ・民主主義的教師のグループが教員連盟 (Verband der Lehrer und Erzieher) の結成を呼びかけた。

「教師諸君！ 重大な時が来た！ 我々の上には、世界から期待され要求されているところの、ドイツ青少年を新しく教育しなす責任が負わされている。……この事業の大きさを前にして、またこの義務の厳粛さを前にして、教師集団の個々のグループの間のすべての区別は意味のないものといえる。組織的にいっても、我々は統一学校への途上にあることをみい出す。……それ故、あらゆる学校のすべての教師集団は、自己の決意により、すべての教師を統一した労働組合に団結することを要請する。細分化は、わが学校制度の個々の部分と、そのなかで働いている教師の利益を踏みにじるものとなろう。」「教員組合は、幼稚園から大学までのすべての学校のプログラムのにない手となるし、世論のなかで先頭になって闘う開拓者ともなる。」¹²⁾

この「呼びかけ」の意図しているところは明確である。当面する学校改革の基本課題のひとつが統一学校制度の形成にあるという自覚を前提として、それに照応した教員連盟の統一を訴えている。ワイマル期の教員連盟の分裂状況の物的基礎が学校制度の二元性にあったことを考慮するならば、この「呼びかけ」の趣旨の重要性は容易に理解しうるし、明らかな前進を示している。しかし地方、かつての教員連盟 (DLV) を引きついでいる古い教師は、依然として教員組合より教員連盟を志向していた。また教員組合を志向する教師のなかには、教員組合を行政機関に対する反対組織としてイメージしていたものが多かった。加えて教育の政治的中立の意識、イデオロギーが、学校自治の要求と同様になお支配していた。ワイマル期初期の戦闘的教員組合の要求の基本に「学校自治」がすえられていたが¹³⁾、それは官僚的支配のもとで有効性をもつ主張であって、教育行政機関を含めて反ファシズム・反帝国主義、民主主義の原理で学校を組織し再編成することを基本課題としているこの期にあっては、このような主張はすでに限界をもつものであった。

1946年はじめ、教員連盟の役員会議は、「教員連盟の労働組合原則」を明らかにした。それは20の原則から成っており、うち7原則は一般的組織問題を、6原則は教師の法的、物的地位について、あとは学校制度の改革についての原則であり、ここには、一般的政治問題はとりあげられていない¹⁴⁾。反ファッショ・民主主義的秩序の創出という最も重要な政治課題との関連で教員組合の性格を規定していかなければならないときに、この点とかかわって方針を出せない弱さをこの期の教員連盟は依然としてもっていた。教員連盟の指導で、教師が労働者とともににはじめてデモに参加したのは、1946年5月のメーデーにおいてであった。教員連盟が、連盟の狭い枠をこえ労働者階級の諸組織と共同闘争を展開するにはなお時間を必要としたのであり、この期の教員問題の中心は矢張りファシスト教師の追放と新教師の養成にあったといえてよく、この点にこそこの期の特徴があった。

1) Das Potsdamer Abkommen. Staatsverlag der DDR, Berlin 1979, S. 281 ff.

2) Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 38.

- 3) Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 115.
- 4) Ebenda. S. 116 f.
- 5) Ebenda. S. 123.
- 6) Ebenda. S. 127.
- 7) Ebenda. S. 128. Vgl. Die deutsche demokratische Schule im Aufbau. Volk und Wissen Verlag GmbH, Berlin/Leipzig 1949, S. 27.
- 8) Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 131.
Vgl. Aufruf des Blocks der antifaschistisch-demokratischen Parteien des Landes Sachsen und der Landesverwaltung Sachsen vom 20. Dez. 1945 zur Gewinnung von Neulehren. In: Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Reihe III, Bd. 1, S. 344 f.
- 9) Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 133.
- 10) Ebenda. S. 136.
- 11) Ebenda. S. 136.
- 12) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 181.
- 13) Das Schulprogramm des Deutschen Lehrervereins von 1919., In: Quellen zur Geschichte der Erziehung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1978. S. 487.
- 14) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 140 f.

3. 反ファッショ・民主的教育改革と住民

反ファッショ・民主主義的学校改革は、それに応じた学校と住民との新しい関係をつくり出した。学校と地域社会との関係は、社会発展の水準に応じてそれぞれ異った形態をもつことはいうまでもない。ここでは1945~46年のこの期の具体的形態と特徴についてふれる。

1945年夏、学校の再開と関連して地域社会には緊急の課題が山積していた。校舎の復興・復旧、教育設備の修繕・充足、子ども・教師の生活用品・教材・図書の充足、学校給食の実施、保育園の設置、燃料の調達、その他学校再開に必要な条件の整備・充実は緊急を要した。東ドイツ地区では、これらの課題の実現のため多様な運動が組織された。ライプチヒではSchulgemeindeを設置し、そこに教師・父母・企業・青年委員会・婦人委員会が参加しこの課題に当たったし、テューリングゲンではThüringen-Aktion運動、ザクセンではVolkssolidarität運動を組織した。ベルリンでは„Opfer des Faschismus“委員会の提唱のもとに„子どもを救え“ („Rettet die Kinder“)運動が広範に展開され、特にこの運動は厚生・国民教育・労働・社会保護などのドイツ中央管理局の援助のもとに東ドイツ地区に波及した¹⁾。

以上の如き戦後一時期の特殊条件に規定された自主的運動・組織の形成とは別に、学校と地域住民との恒常的關係を創出し、学校管理機関と協力して学校を援助し、反ファッショ・民主主義的学校の形成を監視する機能をもつところの組織が創出された。ザクセン・アンハルトの政府および両労働者党は、このような課題をもつ組織として1945年10月30日に父母委員会(Elternausschuß)の設置を提起した。11月には、ベルリンの参事会に中央婦人委員会(Frauenausschuß)が設置され、「平和・自由・正義・諸民族理解の精神」による学校教育、学校と家庭との協働の強化などを要求するとともに、学校の教育活動を援助し、監視することを訴えた。教育目的・教育内容をめぐっての学校と地域社会との関係の創出は、父母の授業参観の権利の承認という形で展開された。さきのライプチヒのSchulgemeindeの運動は学校の救援活動から発展し、このような授業参観を権利として認めさせるところまで至り、テューリングゲンでは「授業の公開に関する規則」が制定された(1946. 4)²⁾。教育内容・目的をも含む学

校と地域住民との協働のこのような創出は、のちに「教育は国民の事柄 (Angelegenheit) である」という教育法制の基本原則として発展していく。

ところでこの期の学校と父母との協働組織として最も一般的であったのは、Elternausschuß (父母委員会) であった。これは、ワイマール期の父母協議会 (Elternrat) とは異なる。むしろ意識的に、ワイマール期とは異なる父母委員会が設置されたといつてよい。KPD は、ワイマール期にプロレタリア父母協議会を設置し、革命運動ないし統一戦線組織の一組織としてこれを位置づけ、父母住民の変革を意図したが、それは成功しなかった。しかしその伝統はドイツ労働者のなかに引きつがれており、1945 年のドイツ解放後ふたたび労働者のなかから父母協議会 (Elternrat, Elternbeirat) の設置を要求するものがあらわれた。しかし、この期の KPD および教育行政機関はこの見解を否定し、それとは別の父母委員会の設置を当面の方針として提起した。P. Wandel (国民教育ドイツ中央管理局長官) は、「今日の学校がおかれている状況のもとで民主主義的父母から直接援助をうけることは必要である。しかし、いわゆる父母協議会を設置することについては、それをやめるように忠告しなければならない。むしろ、父母委員会 (Elternausschuß) が設置さるべきである。」(1945. 11. 5) と述べている³⁾。(なお父母協議会が設置されたのは 1951 年になってからである。)

それではなぜこのような措置がとられたのであろうか。それには、当時の学校と地域社会をめぐるのイデオロギー状況、その他の条件をみる必要がある。第 1 に、既述したことであるが当時の教師のなかには、「自治的学校」(die autonome Schule) という観念がなお多く支配していた。それはワイマール期の系譜をくむ教師に多く、父母・住民による学校批判・干渉の拒否を意図していた。反ファシズム・民主主義的学校改革を緊急課題とする情勢下において、学校と地域住民との協働組織は、以上の如き「自治的学校」に十分実践的に対抗できるものであることを要した。それは反ファシズム・民主主義的学校改革を実施しうる意思と実行力をもつ協働組織であることを必要とした。形式的平等性、機械的代表制を前提とする組織である父母協議会は、このような課題に応えうる組織ではなかった。第 2 に、父母協議会を支持し正当化する理論として、父母代表は普通選挙制により選出するべきだ、とする主張があった。この主張はある意味で当然の主張ではあるが、ファシズムイデオロギーがいまだ支配的であり、かつ反ファシズム・民主主義的学校改革が厳しい階級対立・闘争の中心にすえられているという情勢下においては、この主張はその意図とは別に、父母協議会が反改革の橋頭堡になりかねない現実に対し有効に対応できないものであった。特に CDU 指導部の反改革分子がその内部においても克服されていないこの期に (CDU の指導部に属する Hermes, Schreiber は民主的土地改革に関するブロック声明を拒否し、これをきっかけに CDU の内部批判が高まり、彼らは執行部から追われ、かわりに Kaiser, Lemmer がその地位についたのは 1945 年 12 月であった⁴⁾、父母協議会が CDU の意図する「文化闘争」の場になる危険性は現実的であったし、ワイマール期の父母協議会がそうであったように父母協議会が宗派的争いの場になる可能性も強かった。したがって、この期の父母代表制を民主主義一般の抽象性に解消することは避けねばならなかった。むしろ、父母代表組織を、反ファシズム・反帝国主義・民主主義の諸原則に立脚する学校改革の自覚的実践組織として組織化することが求められたのであった。ブランデンブルクの邦政府が、父母委員会をブロック政党各 1~2 人、労働者代表 1~2 人、婦人代表および校長で構成したのは、以上の趣旨に立つものであった。ベルリンにおいても、各学年代表父母は反ファシストであることを条件とした⁵⁾。

また、父母委員会のほかに、更に広範な層を結集する組織として、„Freunde der neuen Schule“ が設置され、これには教師・父母・民主的諸組織・行政機関・その他が参加し、学校の民主化を推進するところの主要な協働組織となった。1945年11月7日に、この組織は国民教育ドイツ中央管理局に付置され、FDGB、教員同盟、文化同盟 (Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands)、農民扶助相互同盟、婦人委員会、青年委員会、ドイツ中央管理局などにより構成された。その後この組織は、1946年夏にかけて各地に設置され、父母委員会もこの組織の参加団体として機能した⁶⁾。経験もいまだ浅く、行政能力も不十分な新しい行政機関のもとで、また教授能力の低い「新教師」の比重の高い教師集団のもとで、反ファッショ・民主主義的学校を創出するためには、単なる学校と父母との協働組織としての父母委員会の設置のみでは不十分であり、より一層広範な層を結集した地域単位の協働組織が必要であり、それなしにはこの期の学校改革の実現は不可能であった。

1951年に至り、父母委員会は父母協議会にかわった⁷⁾。それは、反ファッショ・民主的学校改革が進行し、新しい学校の社会的基礎が強化され、父母の政治的イデオロギーも成長し、すべての父母を反ファッショ・民主主義教育の実現に包摂しうる基礎ができ、また事態の発展がそれを必要としている新しい段階にきたことを意味した。したがって、父母委員会および Freunde der neuen Schule は、より高次の民主主義を実現するための過渡期に位置づいた組織形態であったといつてよい。

- 1) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn der antifaschistisch-demokratischen Schulreform 1945-1946. Akademie Verlag, Berlin 1965, S. 155 f.
- 2) Ebenda. S. 160.
- 3) Ebenda. S. 163.
- 4) Deutsche Geschichte in Daten. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften, Berlin 1967, S. 828.
- 5) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 163.
- 6) Vgl. Ebenda. S. 164.
- 7) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 393.
Gesetzblatt der DDR. Jg. 1951, S. 279 f.

4. 反ファッショ・民主的学校改革と青年運動

既述したように、KPD はブリュッセル会議以降青年問題を一貫して重視してきた。1937年10月、ドイツ共産青年同盟中央委員会は、あらゆる党派、宗派をこえてドイツの青年の統一組織を形成するために、自由ドイツ青年運動を提起した。ナチス政権の敗北は、以上のKPDの基本方針を実現し、青年運動の分裂を克服する機会をつくり出した。SMADは、ドイツの青年運動の統一を実現する意図のもとに、1945年6月20日、反ファッショ青年委員会 (Jugendkomitee) の設置を指令した¹⁾。この指令は、「青年委員会以外のすべての青年組織、組合団体、スポーツ団体、社会主義的ないし類似の共同組織は禁止される」と定めている。一見非民主的措置にみえるこの指令の意図は、あくまでもワイマール期にみられた青年組織・運動の分裂状況を克服し、反動的青年組織の可能性を奪い、反ファッショ・民主主義的青年の自己組織化を助成し、近い将来において青年運動の統一を実現することにおかれていた。

この指令にもとづいて、1945年夏には各地で青年委員会が結成された。それらは居住グループ、企業グループ単位で結成され、その活動は、青年の失業の克服、技術教育、„子どもを

救え“運動・Volkssolidarität運動への参加、都市・農村の復興事業への参加、青年の諸施設(青年ホーム、クラブハウス……)の設置、政治問題についての討論、講座、演説会、読書会の設定その他の広範な領域にわたった。当初、KPD、SPDの個々のメンバーのなかには、ワイマール期の青年組織である共産青年同盟や社会主義青年同盟などの復活を意図し、青年委員会のもつ党派をこえた統一運動に否定的影響を与えるセクト的傾向もみられたが²⁾、しかし、全体としての発展はSMADの指令をもとに、ブルジョア民主主義者や宗教青年団体、更にはヒトラーユーゲントのかつてのメンバーをも加え、運動は統一にむけて大きく前進した。

1946年に入り、青年委員会の運動は統一へと前進し、2月26日には中央青年委員会は「自由ドイツ青年」(Freie Deutsche Jugend, FDJ)同盟の創設を決定した³⁾。3月7日SMADはこの決定を支持し、3、4月には州・邦・市町村単位にFDJの同盟が結成され、6月8～10日にFDJの最高機関である第1回Parlamentが開催された(14歳以上の30万人の青年を代表)。そこでは、ドイツ青年運動の統一を実現し、更に強化するための基本綱領ともいえるべき「若い世代の基本権」が可決された⁴⁾。「基本権」は、政治的基本権、労働・休息への基本権、教育への基本権、喜び・幸福(Freude, Frohsinn)への基本権の4つから成り立っている。州・邦議会や中央議会の創設がいまだ日程にのぼっていない段階で、青年の代表機関がこのような基本権を決議したことは、反ファッショ・民主主義的変革における青年の地位を高めることに大きく寄与したといつてよい。第1の政治的基本権は、民主的国家の建設への協働の場の保障、青年問題に関する行政機関を青年自身により構成すること、18歳以上の選挙権、21歳以上の被選挙権の保障、企業代表の選挙への参加権の保障、などを含み、第2の労働・休息への基本権は、14～16歳の勤労青年の週42時間労働(職業学校への就学時間を含む)、16～18歳の週45時間労働、同一労働同一賃金、専門労働者の迅速な養成と養成期間の短縮(2年)、Geselleの資格試験(Meisterになる前の資格試験)の早期くり上げ、Lehrling(職業学校通学者)の賃金の向上、青年保護法の制定、その他を含み、第3の教育への基本権は、奨学制度の充実による上級学校への進学保障、家計維持青年への特別奨学助成、職業学校制度の充実、人民大学、青年図書館の設置、などであり、第4の幸福追求権は、劇場・音楽会・映画などの入場料の引き下げ、青年の集団旅行の交通費の50%引き下げ、スポーツ・文化諸施設の開放、青年の文化事業への援助、などである。これらは青年運動の統一にまさにふさわしい内容であった。

FDJの創設は、4党の民主主義ブロックおよびFDGBとともに、反ファッショ・民主主義的統一戦線が青年層のなかに形成されたことを意味した。しかし、創立当初のFDJは工業労働者、勤労青年、農村労働者を中心に組織されており(46年9月の同盟員35万人のうち工業労働者31.6%、農業青年22.6%)、学生層の比重は小さく、そのことが民主的学校改革のなかでのFDJの比重を小さいものとしていた(46年9月の同時期において12.4%)。たとえば、1946年末のライプチヒでは8,000人のFDJメンバーのうち学生は74人にすぎず、Geraのギムナジウムでは13%、Meißenのオーベルシュレーでは525人中8人といった状況であった⁵⁾。これらの事実は、ドイツの上級学校がいかにファシスト体制にくみ入れられていたかを示すとともに、上級学校における民主的学校改革の困難さを示すものである。創立当初のFDJは、上級学校での運動の組織化の経験も蓄積もなく、初歩から始めなければならなかった。さきの「若い世代の基本権」をみても、そこには職業教育に関する要求の反映はみられるが、その他の上級学校に関する要求はみられない。上級学校でのFDJの運動の発展は1946年以降の課題として残された。

FDJ の第1回 Parlament は、このほか14歳以下の子どもを対象として、FDJの子どもグループ (Kindergruppe) の結成をきめた。子どもの思考からファシズム・軍国主義の残滓をいかに払拭するかは大きな課題であったし、新しい学校の中での子どもの自主的組織の形成は反ファッショ民主的学校改革の課題の一部をなしていた。すでに1945年夏に、ザクセンの青年委員会は最初の児童組織 „Kinderland“ をつくり出した (10~14歳)。この組織は、他の地区にも広がったが、しかしその規模は小さく、FDJの創立期においては東ドイツ地区には2~4万人の組織しか存在しなかった。それは、FDJのなかに児童組織の適切な指導者がいなかったこと、また教師のなかにも子どもの組織の指導者が少なかったからであり、この課題も次期に残された。しかし、かかる弱点を残しつつも、FDJの創設は、その後の反ファッショ・民主主義的教育改革の進展にとり決定的影響をもつこととなった。

- 1) Dokumente zur Geschichte der Freien Deutschen Jugend. Verlag Neues Leben, Berlin 1960, S. 23.
- 2) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 170.
- 3) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 203.
Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Reihe III. Bd. 1, S. 486 ff.
- 4) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 210.
- 5) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 172 f.
- 6) Vgl. Ebenda, S. 174 f.

5. ドイツ学校民主化法の制定

反ファッショ・民主主義的教育改革は、それに照応した法体系を必要としたことはいうまでもない。しかし、この立法作業はナチス政権の崩壊と同時に始ったわけではなく、また、州・邦の行政府や国民教育ドイツ中央管理局 (ZVFV) の設置とともに始ったわけでもない。ドイツの分割占領は、中央政府、中央立法府の設置を不可能としており、したがってまたドイツ全域にわたる教育法の制定も不可能であった。また、ポツダム協定、AKR (連合国管理委員会) の法律・命令、および SMAD の命令を最高法規とする占領軍の直接統治の下で、ドイツ人自身による立法作業が無条件に許されるわけではなく、むしろこれら占領当局の命令を有効に実施する執行機関の形成が中核的問題であったことは当然である。以上のことは、立法作業にただちに着手しえなかった背景をなす要因の一部であるが、むしろそれ以上に、占領期の最初のこの時期において立法作業に集中することは、実際の改革事業の遅滞を意味したし、立法作業自体を観念的なものとする危険性があったことに注目する必要がある。近代以降の革命的変革期の多くがそうであるように、東ドイツにおける戦後の社会変革も、まず古い執行権力が倒され、新しい執行権力が形成され、そのもとでの事実としての社会変革が先行し、そこでの一定の経験を前提として新しい法体制が形成される、という歩みをとった。新しい法の制定は、それに先行するところの一定の実践の蓄積とその総括を必要とした。

ベルリンを除く東ドイツ地区における教育立法作業は、1945年10月に始る (ベルリンではすでに学校制度の再開に関する暫定規則が制定されていた)。10月6日、KPDはその機関紙 „Deutsche Volkszeitung“ に A. Ackermann の論文「民主的学校改革」を掲載し、KPDの教育改革の基本構想を示し公開討論に付した。SPDもすでに中央委のもとに社会主義文化センターを設置し、9月14日には学校改革の基本方針を出していた。アッケルマンのさきの論文は、

このSPDの方針をふまえ書いたものであり、両者はほとんど同一の内容をもっていた¹⁾。10月11日には、両党の合同代表者会議が学校改革問題に関して開かれ(KPDからはP. Wandel, SPDからはM. Kreuzigerが出席)、この会議にもとづいて両党の中央委員会名による「民主的学校改革のための呼びかけ」が作成された(10月18日)²⁾。「呼びかけ」は次の8項目よりなっている。

1. ナチズム・軍国主義的思考からの解放、戦闘的民主主義ならびに諸国民友好の精神による訓育、自律的で自由で進歩的な思考と行動への育成。
2. 教職員、教育行政関係職員からのナチス・軍国主義者の追放、反ファシストによる Schulrat ならびに校長の補充。
3. 陶冶特権の廃止、統一学校システムの形成、青少年の全面的発達・高い陶冶水準の保障、能力あるものの上級学校への進学保障。
4. 信仰・良心の自由の完全な保障と、学校と教会の分離。
5. 私学(普通陶冶学校)の禁止。
6. 反ファッショ・民主主義勢力への教職の開放、教員養成の抜本的改革。
7. 教授プランの基本的再編成と新教科書の作成。
8. 真の進歩的ヒューマニズムと戦闘的民主主義の精神による大学制度の改革、大学教師の再審査と科学的業績をもつ反ファシスト教師の任用、すべて能力あるものへの大学開放。

これらの項目はすでに何度かくり返されている要求であり、その一部はすでに実現されている。したがって、この「呼びかけ」の趣旨はその内容にあるというよりも、これらの要求がドイツ史においてはじめて実現されつつあり、かつKPD, SPDを中心とするドイツ労働者階級の統一的学校改革綱領として確認され、教育問題における両党の合同の基礎が形成されつつある、という点にある。この「呼びかけ」にもとづく両党の共同講演会、合同会議がその後あいついで各地で開催された(ベルリン11月4日、メクレンブルク10月29日、ザクセン10月30日、ライプチヒ11月36日)³⁾。またSPD文化会議(12月9日、1月11日)、KPD第1回、中央文化会議(2月3～5日)により学校改革に関する両労働者党の認識は更に深められた⁴⁾。

1945年12月20～21日の両労働者党の合同中央委員会会議は、KPD, SPDの統一問題を提起し、政策上、イデオロギー上、組織上の統一準備が本格化した。それ以降、学校改革問題は、民主的土地改革、食糧危機克服のための生活擁護闘争とならび、両党の統一行動の中心課題にすえられた。LDPDについていうと、議長W. Kulzは、さきの11月4日のKPD, SPDによるベルリン講演会に出席し、1946年2月の第1回代議員大会では、さきの両労働者党の「呼びかけ」と基本的に一致する決議を採択し、両労働者党と同一歩調をとった。しかし、CDUのばあいは、逆に11月5日の講演会には参加せず、むしろ同日これに対抗する示威行動を組織した⁵⁾。とはいえこれらCDU内の反改革の指導者(Hermes, Schreiber)は、12月に指導部から追われ、4党のブロックを支持する執行部と交代した。アイスレーベンで12月6日開かれたLDPD, CDUの共同講演会の決議は「この集会は……土地改革、学校改革などの当面する問題に当り、真に民主的で社会的であることを確認する人のみが、両党の指導部において影響力をもつことを願う。又この人々は、労働者党の政治的識見のある指導者の信頼をうる人でなければならない。なぜなら、そうしてのみ真に民主的な政治が、反ファッショ・民主的ブロックにもとづいて保証されるからである」と述べている⁶⁾。LDPD, CDU組織内の進歩的メンバーは、両党の指導部の反改革の動きを封じ、4党のブロック共闘の前進を支えることに成功した。

以上の如き進展とのかかわりで、教育立法の作業は具体的に進展した。1945年9月24日、

ZVFV は内部に法案作成のための委員会の設置をきめた (9月29日発足)。また、各州・邦政府にも同様の委員会が設置され、その活動はZVFVに報告されることとなった。SMADの10月22日の命令 (立法権限の州・邦政府への委譲) は、この動きを助長した。11月開催の州・邦学校課長会議は、ドイツ学校民主化法の原案の作成をZVFVの中央統一学校委員会に委任することを合意し、各州法で異った統一学校制度を定めないことを確認した⁷⁾。連邦制を前提とした統治形態のなかでのこのような立法手続きは、連邦制に逆行する如くにみえるが、学校制度の地方的分散性が教育制度のブルジョア民主的変革を抑制し、その桎梏となっていることを考慮するとき、以上の措置のもつ合理性は理解しうるところである。ドイツ学校民主化法の立法作業は、むしろ、地方的創意・発意をZVFVに集中し、それを前提として東ドイツ地区に統一的民主的学校システムを創出しようとしたのであり、かつまたZVFVで作成された法案にもとづいて、各邦・州がその地域に責任を負う形で独自の法律を制定しようとしたのである。ここにこの期の学校制度の形成における民主と集中のひとつの形態をみい出すことができる。

さて立法過程でもっとも問題となったのは、統一学校システムの構成についてであった。この問題をめぐりおよそ三種類の構想があらわれた⁸⁾。

第1の構想は、伝統的な二元論的学校制度の構成であり、国民学校コースと上級学校への進学コースとを分ける構想である。„Das Volk“ 誌にのった Pamperrien (西ベルリン、右派社会民主主義者) の論文 (Nr. 74, 1945) がその代表的なもので、3年制の Grundschule の上に、5年制の Volksschule と6年制の Mittelschule を別々におき、ミッテルシュレーの第2学年より多様な上級学校が更に分離する、というものである。類似の構想は、ザクセン・アンハルトの政府案 (1946はじめ)、ZVFVのE. Marquardt (局次長) の案にもみられ、どちらも4~6学年の基礎学校の上に多様なコースをおくものである。

第2の構想は、共通初等教育 (Grundschule) を延長し (6年)、Mittelschule (3年) をも義務制とし、後者の中に二つのコース (理論コース、実践コース) をおき、それぞれオーバーシュレー、職業学校に接続させるという案である。この構想は統一学校制度への前進を意味しているが、ミッテルシュレーになおコース制を残している点で二元論的性格を残している。この案には、テューリンゲン州政府案、ザクセン邦政府案、J. Lang, C. Dölitzsch (二人ともワイマル期の教員連盟のメンバーで、ライプチヒ、ドレスデンの Stadtschulrat) の案が属した。

第3の構想は、Grundschuleを義務就学の全期間 (8~9年) に広げるものである。KPDの案、およびFDGB案 (4年制基礎学校、5年制ミッテルシュレー) がこれに属す。8~9年の基礎学校のあとは、オーバーシュレーと職業学校とにわかれ、その区分原理は職業養成の観点からするというものである。

ZVFVの委員会は、これら寄せられた案を検討し、1945年末に原案を作成した⁹⁾。それは、2年制の義務制幼稚園、8年制基礎学校 (義務制) を基本とし、その上に Berufsschule (3年制) と Aufbauschule を別々におくというものである。これは上記第3構想に属するが、第7学年よりコースわけをし、都市部では第7学年より Aufbauschule への移行が可能であり、その点からするならば第2構想に近い内容を持ち、結局6年制基礎学校案と8年制基礎学校案との妥協となっている。

1946年1月9日、ハレでZVFV、各州・邦の学校課の代表、およびSMADの代表による合同会議が開かれ、さきのZVFVの原案が審議された¹⁰⁾。ここでの論点は、①基礎学校上級

学年における能力別コース、自由選択科目の設置の可否、② Abitur までの学年数を12年とするか13年とするか、③ 職業学校義務制の是非、④ 幼稚園義務制の可否、⑤ オーベルシュレー以上の無償制の可否、⑥ 授業原理の定め、などである。審議の結果、①については、SMADの反対にも拘らず第7、8学年に自由選択科目（オーベルシュレー進学のための補習コース）がおかれることとなり、②については、教授プランの合理化・科学化により従来の13年を12年とすることとなり（その結果オーベルシュレーは4年制となる）、③については、SMADより疑義が提出されたが、結局3年制の義務制を採用し（オーベルシュレー進学者以外のすべて）、④については、財政的理由でとりやめ、⑤についても、財政的理由から一般的無償制は採用されず、むしろ労働者・農民の子弟の奨学金・補助金の充実にその資金を振りむけることとなった。⑥に関しては、当初案が「すべての授業は、民主的統一学校の全階梯において、一面的に実践的であったり、一面的に理論的であったり、かつ生活に疎遠であるような青少年の態度をさけるように、教授プランの作成や活動方法を通して、形成されなければならない」となっていた。この規定にはワイマール期の改革教育学の影響がみられ、学校と生活の結合、理論と実践との結合などの積極的原理が反映されている。しかし、授業における体系性と科学性の原理が欠けており、それをめぐる審議の結果、「すべての授業は、授業の科学性と体系性を保障し、国民教育ドイツ中央管理局の同意により裁可されたところの教授プランにしたがって、授けられるものとする」となった。

大体以上の如き修正を加え、ドイツ学校民主化法案は5月なかばに完成し、SED・LDPDの賛成を得て（CDUは統一学校制度には賛成したが、宗教授業の問題で保留）、更にSMADの同意を得て、公示された¹¹⁾。ついで各州・邦の政府は、この案をもとにそれぞれ部分的修正を加え（といってもそれほど多くはなく、ザクセン・アンハルトでは法律ではなく規則として公布し、テューリンゲンでは、基礎学校での選択科目を第5ないし第6学年より導入することとなった）、それぞれの地区に施行されるドイツ学校民主化法を制定・公布した（1946年5～6月）。各邦・州別の公付日は、ザクセン・アンハルト（5月22日）、メクレンブルク（5月23日）、ザクセンおよびブランデンブルク（5月31日）、テューリンゲン（6月2日）となっており、施行はすべての地区において共通とし、6月12日となった（のちにこの日は「教師の日」とされ、毎年記念行事がもたれるに至った）。

ドイツ学校民主化法の条文は後掲するが、その主要な特徴は以下の諸点にまとめられよう。

第1に、この法律は、教育制度の分野におけるブルジョア民主主義革命の徹底的遂行という基本課題に照応した法律であるということである。この法律により、ブルジョア民主主義的教育変革の基礎が形成された。（日本の戦後改革のように、労働者階級のなかにおいても当面する教育改革の性格規定を十分になし得なかったのとは異り、東ドイツ地区においては、当初からその変革課題をブルジョア民主主義革命の完成にいていたのであり、したがってこの法律は、反ファシズム・民主主義ブロックに結集する民主的諸勢力の自覚的共同闘争の結果として生まれたものである。）

第2に、この法律は反ファシズム・反帝国主義的社会変革の課題と不可分に関連して形成された法律であるということである。教育目的にみられるナチズム・軍国主義イデオロギーからの青少年の解放、ならびに「諸国民の平和的、友好的共存の精神」にもとづく青少年の教育は、ファシズムおよび戦争の根源である帝国主義をそのイデオロギー的側面から克服するという国民的自覚のもとに定められた規定である。戦後日本の教育基本法にも同様の趣旨の定めを

みい出すことは容易であるが、決定的相違はこの目的を実現する強力な主体（反ファッショ・民主主義ブロックの形成）が既に形成されており、政治権力を掌握しているという点であり、かつ同時にそのような主体がこの教育目的を定めたという点である。

第3に、第1の性格と関連することであるが、この法律はドイツにおける19世紀以降のブルジョア民主主義革命がその課題としてきた教育改革の諸課題を歴史上はじめて立法化し、かつその実現の条件をつくり出した、ということである。学校と教会の分離、統一学校制度、教育費無償の原則、教育内容の科学性・体系性の保障、などの諸原則は、ブルジョア民主主義革命の過程で絶えず課題とされつつも、実現し得なかった。その課題を、この法律は、労働者階級からブルジョアジーの一部をも包摂した広範な統一戦線によって、はじめて実現しえたのである。我々は、この法律を評価するに当たって、それが国民のどの層に依拠してつくり出されたのかをみなければならない。

第4に、この法律はブルジョア民主主義的性格をもつものであるが、19世紀の市民社会の教育制度が一般に色濃くもっていたところの教育の私事性原則（教育機会の実質的不平等性）を克服し、「教育を受ける権利」の実質的保障にむけて前進しているという点である。ドイツの学校制度の伝統的特徴をなしている学校制度の二元性ならびに都市と農村の学校格差は、法制上解消され、労働者・農民にとっての教育機会の不均等は制度上克服された。また、職業学校の義務制化（その結果、義務就学期間は実質的に11年となる）、上級学校での財政的就学助成の措置も、「教育への権利」の実質的保障を意味しており、日本の戦後教育立法より社会権的性格を強くしている。

第5に、この法律の特徴は、教育を「もっぱら国の事務」としている点にみられる。教育の国家事務性の主張は、19世紀以降労働者を中心に要求されてきた主張でもあるし、また学校と教会の分離という意味ではブルジョア民主主義的性格をもつ主張でもあった。この法律では、教育を宗教団体の支配から排除するという意味で用いられていることは明白である。しかし、なお法文中にはないが私学が既に禁止されているという事実からするならば、この規定は「教育の自由」（私学設置の自由）の否定としての意味をもあわせもっているといえてよい。そこからこの規定が、教育における国民主権原理を否定し、戦前の日本の教育制度の基本原則である「国の事務としての教育」との共通性をみい出そうとする主張も予想される。しかし、他方この法律は、学校の管理運営に対し教師・父母・生徒の参加を保障しているのであり、戦前の日本はもちろん、近代公教育制度一般がもつ非民主主義的性格（国民主権原理の形式性）を克服しているのである。学校に対する住民コントロールの制度をいち早く実現したアメリカにおいても教師の行政参加は長い間否定されてきたことを考慮するとき、この法律がもつ民主主義的側面は注目してよい。（日本の教育基本法のいう「直接責任」原則ならびに「不当な支配の排除」原則がもつ抽象性を、ここではより具体的制度にまで法制化している。）

第6に、上述した教師・父母・住民の学校管理への参加権と関連することであるが、わずか7条のこの法律には、学校管理、組織規程が具体的に定められているということである。その特徴は、校長の単独責任制（独任制管理）と学校管理の意思形成過程における協議制原則とが不可分に統一されているという点にある。ドイツの教員運動において最も民主的形態であるといわれてきた合議制学校管理の原則はここでは採用されていない。広範な層（教師・父母・生徒）を含めた協議による意思形成を前提としつつ、学校管理の責任は校長に明確に位置づけられている。学校組織の形成における民主集中の原則がここには反映している。

- 1) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 179.
- 2) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 192 ff.
Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Reihe III
Bd. 1, S. 210 ff.
- 3) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 183 f.
- 4) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 198 ff.
- 5) Vgl. Uhlig, G.: Der Beginn ... A. a. O., S. 187 f.
- 6) Vgl. Ebenda, S. 187.
- 7) Vgl. Ebenda, S. 195.
- 8) Vgl. Ebenda, S. 197 ff.
- 9) Vgl. Ebenda, S. 201.
- 10) Vgl. Ebenda, S. 201 ff.
- 11) Richtlinien der Deutschen Verwaltung für Volksbildung in der sowjetischen Besatzungszone Deutschlands für das Schulwesen. S. 14 ff.

お わ り に

第1章で明らかにしてきたファシズム独裁の打倒後の教育改革構想は、戦後の反ファシズム・民主主義統一戦線の結成と民主的行政機関の創出の過程で、その実現の第一歩を踏み出した。それは、多くの弱点を持ちながら教育の分野における民主主義的変革の徹底した実現にむけて着実な前進を示し始めた。なかんずくファシスト教師の追放とファシズム教育の粛清とにおいて決定的な措置を実現し得たこと、反ファシズム・民主主義ブロックによる執行権力(教育行政機関を含めて)の確立、FDGP・FDJなどの統一戦線組織の形成、学校を中心とする教育関係者と社会との協働組織・機関の形成、などにおいて著しい前進をみせた。KPDからCDUまでもを含めて共通した教育改革政策を創出しえたことは、ドイツ教育史上においてはもちろん、国際的にみても積極的に評価できる点である。ドイツ学校民主化法は、この1年間の経験の総括であり、その後の反ファシズム・民主主義的教育改革の基盤をつくり出すことに寄与した。

とはいえ、以上の成果は、全体の民主的変革課題に比すればその一部を成すにとどまる。新しい教育内容・教科書・教材の形成、新しい教育学の創造、新教師の教育力量の向上、教員組合の強化と統一戦線組織内でのその発展、都市と農村の教育格差ならびに労働者・農民の陶冶保障の充実、統一学校制度の一層の拡充と上級学校の民主化、職業学校の充実と職業技術陶冶の向上、学校管理・運営における民主的諸組織の協働の発展、民主主義的教育法体系の形成、ドイツの統一と全ドイツ地区における反ファシズム・民主的教育改革の実現、などどれひとつとっても今後の課題として残されている。戦後1年にして反ファシズム・民主主義的教育改革はその緒についたばかりであるが、その後の改革を実現する基本的条件は形成されたといつてよい。

ドイツ学校民主化法 (Gesetz zur Demokratisierung der deutschen Schule)

—1946. 6. 12 施行—

前文 (略)

第1条 ドイツの学校の目的と任務

ドイツの民主的学校は、青少年を自主的に思考し責任を自覚して行動する人間に教育し、彼らが人民の共同社会のために積極的に尽力する能力と用意のあるように育てなければならない

ない。学校は、文化の伝達者として、青少年をナチスの・軍国主義的見解から解放し、諸国民の平和的・友好的共存の精神と真の民主主義の精神にもとづいて、青少年を真のヒューマニズムへ訓育する任務をもつ。学校は、社会的要請にもとづきつつ、すべての青少年に対し、財産・信仰・出所の別なく、彼らの傾向・能力にふさわしい価値ある教育 (Ausbildung) を与えるだろう。

第2条 学校設置者 (Schulträger) と学校形態

青少年の学校教育は、もっぱら国家の事務である。宗教授業は宗教団体の事務である。詳細は施行規則により定める。

公教育制度の形態は、男女平等で有機的に組織された民主主義的学校システム、つまり民主的統一学校である。

第3条 民主的統一学校の構成

民主的統一学校は、幼稚園より大学に至るまでの全教育を包摂し、社会的必要性からくるところの課題にしたがって系統化される。それは以下の原則によりつくられる。

a) 就学前階梯 (幼稚園)

幼稚園は、就学前の訓育施設である。それは、子どもに十分な入学準備を与える任務をもつ。

b) 基礎階梯 (基礎学校)

入学条件をそなえているばあい、学年度開始の3カ月前に6歳に達しているすべての子どもは基礎学校 (Grundschule) にすすむ。

基礎学校は義務的である。それは8学年制で、ドイツ語、歴史、郷土科、地理、生物、物理、化学、数学、外国語、芸術・工作、音楽、体育などが教授される。第5学年より、全生徒に近代外国語の授業が開始される。

第7、8学年度では、とくに第2外国語、数学、自然科学の科目において、補習コースが設置される。

農村の子どもに都市の子どもと同様の陶冶可能性を与えるため、単級学校ではない学校が設置され、ならびに中央学校 (Zentralschule)、寄宿舎が設置される。

c) 上級階梯

基礎学校修了後、体系的継続陶冶が、職業学校および専門学校で、又オーベルシュールにおいて、更には他の陶冶諸施設 (夜間学校、人民大学の講習会その他) で行われる。

職業学校は3年とし、基礎学校を修了し他の学校に進学しないところのすべての14歳から18歳までの青年に義務的である。

職業学校は基礎学校の上に設置され、労働過程にある青年に職業理論の養成と並行して普通陶冶を広げる機会を与える。

専門学校は、職業学校の授業を体系的に継続する。そこでは就学者は、職業に必要な専門の養成と並行して、オーベルシュールで授けられるものと同様の陶冶を獲得する。専門学校の優秀な修了者は大学へ進学できる。

オーベルシュールは4年制とする。それは、大学への進学を可能にする知識を授け、能力を発展させる。

オーベルシュールにおいては、全生徒に必修の中核授業 (Kernunterricht) と並行して、経済的・文化的生活や大学に適した継続陶冶の必要性にもとづいて、コース制がとられる。

コースは、基礎学校の第7学年より始る分化を体系的におしすすめる。

陶冶諸施設（夜間学校や人民大学の特別コースその他）の広い網を通して、人民のすべての階層の所属者に職業活動を中断することなく、大学での学習に必要な知識を獲得する機会が与えられねばならない。

d) 大 学

これについては、特別法で定められる。

第4条 すべての授業は、全階梯において教授プラン (Lehrpläne) により行われる。それは、授業の体系的性、科学性を保証するものであり、ソヴェト地区の国民教育ドイツ管理局により認可される。

第5条 授業料、教育補助金

基礎学校ならびに職業学校の授業は、無償とする。資力のない親の子弟に対して、オーバーシュール、大学での陶冶は、授業料免除、奨学金、補助金その他の措置で可能とされる。

第6条 学校行政、学校監督

a) すべての種類の学校および教育諸施設（幼稚園、保育園、盲・ろう・身体障害・就学困難児童の特殊学校）の管理、監督は、ソヴェト占領地区の国民教育ドイツ管理局の方針にしたがって、州の長に (Präsident) より行使される。

b) 州の長の委任と指示にもとづいて、郡 (Kreis) ないし市 (kreisfreie Stadt) の国民教育庁 (Volksbildungsamt) は、学校制度の管理・監督を行う。その地区の大学を除くすべての教育施設は、国民教育庁の所管とし、大学は州の国民教育課の直轄とする。

c) 個別学校の責任は、校長に負わせられる。校長は、州の長により任命される。

教員会議 (Lehrerkonferenz) は、校長の諮問機関 (beratendes Organ) である。それは、内的外的学校事項のすべての本質的決定に際して聴取されるものとする。

d) 統一学校の新設年度においては、民主的諸政党、組織の代表は、学校当局 (Schulbehörde) を支援するため、最大の範囲でひき入れられねばならない。

e) 学校と父母との結合を助長するため、個々の学校に父母委員会 (Ausschuss der Eltern) が設置され、すべての重要問題についての協議により学校管理を援助する。

f) 学校生活の形成に対する生徒の参加に関する最終規則が定められるまでは、民主的青少年組織の代表に対しては、父母委員会と共同して協議を通して学校生活に協働する機会が与えられる。

第7条 教員養成は、この法の原則的要請に応じて新しく規制される。それに関する特別法が定められる。